

(様式)

(調書)

自己評価 2024

自己点検・評価書

2025 年 4 月提出

湘南医療大学薬学部

■薬科大学・薬学部（薬学科）の正式名称と定員

学校法人湘南ふれあい学園湘南医療大学薬学部

入学定員（１３０）名、 収容定員（７８０）名

■所在地

〒244-0806 神奈川県横浜市戸塚区上品濃 1 6-1 0

■薬学部が併設する４年制学科があるとき（複数あるときは全て記載ください）

学科名：_____入学定員（_____）

（該当する学科はありません）

■医療系学部があるとき該当する学部に○をいれてください。名称が異なる場合は、
（ ）の右に正しい学部名称をいれてください。

医学部 （ ）

歯学部 （ ）

看護学部 （ ）

保健医療学部 （ ○ ）

その他 （ ） 名称： _____

■大学の建学の精神及び教育理念

湘南医療大学の設置者である学校法人湘南ふれあい学園は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という理念を掲げている。この理念のもと、神奈川県、静岡県、東京都に、17 の病院、9 つの介護老人保健施設、5 つのクリニック、12 の有料老人ホーム、3 つの特別養護老人ホームなど、70 を超える関連事業所を運営するふれあいグループを母体として、1994 年に設立された。現在、学校法人は神奈川県と静岡県において、1 つの大学、4 つの専門学校、1 つの認定こども園を設置・運営している。

現代社会は急速な高齢化が進み、福祉、医療、介護分野の重要性が増している。これらの分野に貢献できる医療人の育成は、現代社会における急務である。そこで、湘南ふれあい学園は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という理念と目的のもと、全ての人々の幸せに貢献できる専門家を育成することを目指し、湘南医療大学を開学した。これには、人とのふれあいを通じて他者を思いやり、全ての生命に感謝し、

その人らしさを尊重する教育を実践することで、全ての人々の幸せに貢献してほしいという願いが込められている。

2021年に開設された薬学部医療薬学科は、医療人としての責任感、使命感、倫理観、そして薬学の専門知識と技術を備え、患者や多様な治療ニーズに対応し、多職種連携によるチーム医療に積極的に参加できる、薬剤師の育成を目指している。また、地域社会だけでなく、国際社会の発展にも貢献できる人材の育成と、質の高い教育研究を目的としている。

目 次

1	教育研究上の目的と三つの方針	1
	〔現状〕	1
	〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕	9
	〔改善計画〕	11
2	内部質保証	12
	〔現状〕	12
	〔内部質保証に対する点検・評価〕	14
	〔改善計画〕	15
3	薬学教育カリキュラム	16
3－1	教育課程の編成	16
	〔現状〕	16
	〔教育課程の編成に対する点検・評価〕	22
	〔改善計画〕	25
3－2	教育課程の実施	26
	〔現状〕	26
	〔教育課程の実施に対する点検・評価〕	35
	〔改善計画〕	40
3－3	学修成果の評価	41
	〔現状〕	41
	〔学修成果の評価に対する点検・評価〕	43
	〔改善計画〕	45
4	学生の受入れ	46
	〔現状〕	46
	〔学生の受入れに対する点検・評価〕	51
	〔改善計画〕	52
5	教員組織・職員組織	53
	〔現状〕	53
	〔教員組織・職員組織に対する点検・評価〕	62
	〔改善計画〕	63
6	学生の支援	65
	〔現状〕	65
	〔学生の支援に対する点検・評価〕	69
	〔改善計画〕	71

7	施設・設備	72
	〔現状〕	72
	〔施設・設備に対する点検・評価〕	73
	〔改善計画〕	74
8	社会連携・社会貢献	75
	〔現状〕	75
	〔社会連携・社会貢献に対する点検・評価〕	77
	〔改善計画〕	78

1 教育研究上の目的と三つの方針

【基準 1-1】

薬学教育プログラムにおける教育研究上の目的が、大学又は学部の理念及び薬剤師養成教育として果たすべき使命を踏まえて設定され、公表されていること。

注釈：「薬学教育プログラム」とは、6年制におけるプログラムを指す。複数学科を持つ場合は、教育研究上の目的を学科ごとに定めること。

【観点 1-1-1】教育研究上の目的が、医療を取り巻く環境、薬剤師に対する社会のニーズを反映したものとなっていること。

【観点 1-1-2】教育研究上の目的が、学則等で規定され、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

〔現状〕

近年の医療は、超高齢社会の到来による疾病構造の変化、医学・医療技術の急速な発展により、医療現場の状況が大きく変化している。併せて、質の高い医療への患者ニーズも多様化しており、健康に対する意識向上、疾病予防の概念の普及、及び治療・ケア方法の高度専門化に伴い、保健・医療・福祉の分野における医師、歯科医師、薬剤師、看護師、リハビリテーション従事者、社会福祉士、介護福祉士、医療事務管理士など、多くの医療専門職の協働による「チーム医療」によって地域医療を支え、貢献できる人材が求められている。

ふれあいグループ（以下「グループ」という。）の教育施設である学校法人湘南ふれあい学園湘南医療大学（以下「本学」という。）は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的として、以下のような基本理念を掲げている：（根拠資料・データ等：湘南医療大学学則第1条）

<基本理念>

1. やさしさと思いやりのある保健・医療・福祉・教育の実践
2. 生命を全うしていただくための知識・技術の習得
3. その人らしさと個性を尊重し敬愛す

本学薬学部（以下「本学部」という。）医療薬学科は、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的としており、大学・学部の総力をあげた教育研究活動を行っている。

本学部では、平成 25 年度改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに示される「薬剤師として求められる基本的な資質」に沿う形で、以下に示した 5 つの学修教育目標を掲げて薬学教育を実践している。

1. 人間及び生命への尊厳を理解し、医療人としての幅広い教養と科学的・論理的思考力、生涯学び続ける基礎的な知識と研鑽及び態度を身につける。
2. 患者に質の高い薬物治療を提供できるように医師など多職種と連携して、チーム医療に必要なコミュニケーション能力を身につける。
3. 薬学基礎知識・技術を用いて問題を発見し解決するために、医療現場の薬剤師に必要な診療支援能力を身につける。
4. 薬学、医療の進歩と改善に資するための研究マインドを身につける。
5. 地域の健康増進や公衆衛生について科学的根拠に基づいて、問題発見・課題解決能力を身につける。

本学部は、技術の進歩による世の中の変化に対応した薬事衛生面を司り、人々の健康な生活を確保する医療専門職として高度な知識・技術のみならず、その地域医療や病院、薬局の特性に応えられるような人材育成を目指している。臨床現場において医師と連携し、多職種と協働できる薬剤師の養成を行う事で、卒業後は病院や薬局など臨床の場、国や地方自治体など行政の場、さらに大学や研究機関など教育・研究の場などでキーパーソンとして活躍できるよう 1 年次から薬剤師としてのプロフェッショナルリズムを醸成している。【観点 1-1-1】

以上の理念と目的は、学則をはじめ、大学案内冊子、年度初めの履修ガイダンス時に配布される学生便覧及び大学ホームページ（以下「大学 HP」という。）を通して広く教職員、学生に周知している。また、受験生に対しては、オープンキャンパス、高校での大学説明会、入学者選抜要項、大学 HP の入試案内サイトなどを通じて明らかにしている。（根拠資料・データ等：湘南医療大学学則第 1 条、湘南医療大学大学案内 2024、2024 年度学生便覧、<https://sums.ac.jp/html/department/pharmacy/>、<https://sums.ac.jp/html/disclosure/>）【観点 1-1-2】

【基準 1-2】

教育研究上の目的に基づき、三つの方針が一貫性・整合性のあるものとして策定され、公表されていること。

注釈：「三つの方針」とは、学校教育法施行規則第165条の2に規定されている「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」及び「入学者の受入れに関する方針」を指す。なお、それぞれこれらの策定及び運用に関するガイドラインに記載されている「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）及び「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）と同じ意味内容を指すものである。

【観点 1-2-1】卒業の認定に関する方針では、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力が具体的に設定されていること。

注釈：「卒業までに学生が身につけるべき資質・能力」は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働する態度等を指す。

【観点 1-2-2】教育課程の編成及び実施に関する方針では、卒業の認定に関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法、学修成果の評価の在り方等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-3】教育課程の編成及び実施に関する方針は、学習の質を重視し、学習・教授方法及び成績評価のための課題が意図する成果のために想定された学習活動に整合するように設定されていることが望ましい。

【観点 1-2-4】入学者の受入れに関する方針では、卒業の認定に関する方針並びに教育課程の編成及び実施に関する方針を踏まえ、どのような学生を求め、多様な学生をどのように評価・選抜するか等が具体的に設定されていること。

【観点 1-2-5】三つの方針が、教職員及び学生に周知が図られるとともに、ホームページ等で公表されていること。

【現状】

2020 年まで神奈川県には薬学部・薬科大学が一大学しかなかったことから、薬学教育において東京都に次ぐ 917 万の人口を抱える地域としては偏りがある状況であった。このような状況を踏まえ、地域において健康で豊かな生活の実現に寄与できる人材を養成するため、2021 年に本学部医療薬学科を本学に設置した。本学部は、地域における需要に応えるべく、教育研究上の目的に基づき、下記の人材養成上の三つの方針（ポリシー）を設定している。

<卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー、以下「DP」という。）>

本学部医療薬学科に 6 年以上在学し、教育理念を実現するために編成された教育課程を履修し、卒業に必要な単位を修得した学生に卒業を認定し、「学士（薬学）」の学

位を授与する。卒業認定を受ける学生は、以下の資質を身につけている必要がある。

- 1) 社会的責任感と使命感、倫理観を有し、国際社会の発展に貢献できること
 - ・ 医療人としての豊かな人間性と幅広い教養を備えていること。
 - ・ 薬剤師として人の命と健康な生活を守る高い倫理観と使命感を持っていること。
 - ・ 国際社会における多様な価値観を理解し、その発展に貢献できる能力を持っていること。
- 2) 専門的な知識・技術を発揮することができること
 - ・ 高度化した医療に対応できる薬学の基礎能力を有し、「薬学基礎」「衛生薬学」「医療薬学」「薬学臨床」「実務実習」の学修を通じて、臨床応用に繋がる専門的な知識・技術を発揮できること。
 - ・ 正しい診療支援ができる能力を持っていること。
- 3) 地域の健康についての知識・教養を身につけていること
 - ・ 地域の保健・医療・福祉・教養、及び健康増進・公衆衛生についての知識・教養を持っていること。
 - ・ 超高齢社会における地域での慢性期医療と薬剤師の役割を多面的に考える思考力を持っていること。
- 4) 主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができること
 - ・ 物事を客観的に分析し、情報を体系的に整理し、わかりやすく表現する能力を持っていること。
- 5) 生涯にわたり自主的に学び続けることができる。
 - ・ 医療人として自ら新しく学び続けるために必要な計画性と継続性、及び態度を形成する力
 - ・ 実務実習の経験を通じて、主体性、多職種連携におけるコミュニケーション能力、実践力、課題解決能力を体得していること。

<教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー、以下「CP」という。）>

本学部医療薬学科の教育課程は、人材養成と教育研究の目的達成のため、「薬学教育モデル・コアカリキュラム」を基盤としている。DPに掲げる知識や能力の修得を目指し、「総合教育科目」「基礎科目」「専門科目」の3つの科目区分を、以下の5つの基本方針に基づき体系的に編成している。これにより、学修成果基盤型の薬学教育・薬剤師教育を実践する。

- 1) 「社会的責任感と使命感、倫理観を有し、国際社会の発展に貢献できる」の修得
 - ・ 医療人に求められる基礎知識と豊かな人間性、グローバルな視点と語学力を養うため、「総合教育科目」6分野を体系的に配置する。
 - ・ 薬剤師に求められる高い倫理観と使命感を養うため、「基本事項・薬学と社会」を整備し、基本教育科目を配置する。
 - ・ 国際社会における多様な価値観を理解し、柔軟性を養うため、ジェンダー論や老年学を配置し、国際社会への貢献力を養う。
- 2) 「専門的な知識・技術を発揮することができる」の修得
 - ・ 改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づき、導入科目、概論科目、基礎系実習科目、専門講義科目、専門演習科目、専門系実習科目、実務実習科目を体系的に整備し、専門知識の基礎力を養う。
 - ・ 問題発見・解決能力を養うため、低学年では基礎科目、専門基礎科目、薬学基礎科目、基礎系実習科目を、高学年では医療薬学科目、薬学臨床科目、専門講義科目、専門演習科目、専門系実習科目を配置し、多様な授業方法で専門知識を修得する。
 - ・ 実務実習支援体制として、実務実習センターを整備し、「早期臨床体験実習」「実務実習（薬局実習、病院実習）」を配置し、6年間の薬学教育に実務実習教育を位置づける。
- 3) 「地域の健康についての知識・教養を身につけている」の修得
 - ・ 地域包括医療の特性を理解し、実践能力を育むため、「公衆衛生学」「地域包括医療論（在宅医療含む）」「コミュニティーファーマシー」を履修し、地域医療の視点から知識・技術・教養を修得する。
 - ・ グループ関連高齢者施設において、「後期臨床体験実習」を履修し、在宅や介護施設への復帰支援、高齢者への薬物治療について学ぶ。
- 4) 「主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができる」の修得
 - ・ 多職種連携におけるコミュニケーション能力を養うため、「早期臨床体験実習」「チーム医療論」「医療薬学チュートリアル演習」を履修し、協働作業、問題・課題発見、計画立案・実行能力を体得する。
 - ・ 問題解決能力、研究遂行能力、探求力を育成するため、演習形式の授業を重視し、Problem-Based Learning（以下「PBL」という。）やSmall Group Discussion（以下「SGD」という。）などの授業方法を採用し、少人数インタラクティブ学習を実践する。
 - ・ 本学部と医療現場の相互協力を通じ、実務実習の成果を社会還元するため、「薬学総合プレ研究」「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を配置し、研究意欲と実践的研究能力、主体的な学び、調査能力、プレゼンテーション能力を育成する。

5) 生涯にわたり自主的に学び続けることができる」の修得

- ・ 生涯学習の意欲と後進育成の態度を養うため、「基本事項・薬学と社会」「薬学臨床科目」「薬学研究科目」を編成し実施する。

<「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー、以下「AP」という。)>

本学部は、理念や教育目的に共感し、本学の伝統を受け継ぎ、自らの興味と関心を持って主体的に学び、薬学の専門職として成長する強い意志を持つ医療人の養成を目指している。次のような資質、能力、意欲を備え、互いの価値観を尊重し協力できる学生を求める。

1) 高等学校の教育内容を幅広く学修していること

2) 薬学の知識技術を修得するために必要な基礎学力を有すること

大学で薬学を学ぶためには、高等学校において「生物、化学、数学、英語」の基礎学力を確実に身につけておく必要がある。

- ・「化学」は、薬が化学物質であるという視点から、薬の化学構造や化学反応を学ぶ上で重要である。
- ・「生物」は、薬の作用だけではなく、人間の身体の仕組みや疾患の発症から治療まで幅広い知識を修得するために重要である。
- ・「数学」は、その基本的な知識が薬学の学びに役立つだけでなく、数学的・論理的なものの考え方自体が薬学の学びにとって重要である。
- ・「英語」は、グローバル化が進む医療分野での課題に向き合うために世界の共通言語として重要である。

3) 基礎学力を応用する力やものごとを理論的に思考する力を有すること

4) 薬学や医療の諸問題に深く関心・興味を持ち、それらについて自らの考えを表現する力を有すること

5) 豊かな人間性、高い倫理観を持ち、自主的に社会貢献できること

6) 多様性を尊重し、意見の異なる人々と協調し、コミュニケーション能力を高めた
いと望むこと

7) 主体的に課題を発見し、問題解決に向けて意欲的に行動できること

8) 自己管理能力に優れていること

上記の三つのポリシーの一貫性・整合性は、項目ごと、さらに開講科目ごとに関連付けられ、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにおいて明確化されている。

(根拠資料・データ等：薬学部医療薬学科カリキュラムマップ、カリキュラムツリー)

DPは、教育研究上の目的に基づき、卒業までに学生が身につけるべき資質・能力として5つの項目が具体的に設定されている。【観点1-2-1】

CPは、大学の理念に基づいて本学部が定める教育目標であるDPに関する方針を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における教育内容・方法を具体的に設定している。

【観点1-2-2】

これらのポリシーに適合した学習内容や教授方法、及び成績評価のための課題は該当する科目ごとに設定され、シラバスに記載されている。

(根拠資料・データ等：2024年度シラバス；
https://sums.ac.jp/pdf/department/pharmacy_syllabus.pdf) 【観点1-2-3】

APでは、本学部の理念及び教育目的に共感し、自ら興味や関心をもって主体的に学び、薬学の専門職業人になるという強い意志を有した学生の受け入れを目指し、本学部のDPとCPを踏まえ、どのような学生を求めているかが具体的に設定されている。

また、本APを踏まえ、多様な学生を受け入れるために、下記の3つの方法により評価・選抜を行っている。

1. 総合型選抜においては、筆記試験による基礎学力検査に加えて小論文及び面接を実施し、その成績及び調査書の内容から多面的・総合的に入学者選抜を行っている。
2. 学校推薦型選抜では、まず調査書全体の評点平均が3.0以上の条件を満たした学生を対象としている。指定校型では面接を実施し、その成績及び調査書の内容から多面的・総合的に入学者選抜を行っている。公募型では、これに加えて基礎学力を課し、その成績と調査書の内容から多面的・総合的に入学者選抜を行っている。
3. 一般選抜においては、大学入学共通テスト及び個別学力検査にて幅広い基礎学力を評価するとともに、その成績と調査書から本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」を多面的・総合的に評価する入学者選抜を行っている。

(根拠資料・データ等：薬学部医療薬学科大学 入学者選抜学生 募集要項（出願ガイド） 【観点1-2-4】

これら三つのポリシーは、大学案内冊子、募集要項、年度初めの履修ガイダンス時に配布される学修簿、教務ガイダンス資料、及び大学HPを通して広く学生に周知している。教職員に対しては、上記HPを通じて周知している。また、受験生に対しては、オープンキャンパス、高校での大学説明会、入学者選抜要項、大学HPの入試案内サイトなどを通じて周知・公表している。また、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、及びシラバスについても学修簿や大学HPを通じて教職員や学生をはじめ広く社会

に公表している。

（根拠資料・データ等：2024年度 薬学部医療薬学科 大学入学者選抜 学生募集要項、湘南医療大学 大学案内 2024、学修簿、教務ガイダンス資料、

<https://sums.ac.jp/html/department/pharmacy/>、<https://sums.ac.jp/html/disclosure/> 【観点 1-2-5】

【基準 1-3】

教育研究上の目的及び三つの方針が定期的に検証されていること。

注釈：「検証」は、医療を取り巻く環境や薬剤師に対する社会のニーズの変化を調査した結果等を踏まえて行うこと。

〔現状〕

本学部は、まだ完成年度を迎えていないため、教育研究上の目的と三つの方針に関する検証は、現時点ではその実施段階に至っていない。しかし、完成年度である2027年4月以降にはそれらの修正が可能となるため、2027年度より速やかに定期的な検証と修正作業を開始する予定である。

その準備段階として、既存の「湘南医療大学薬学部自己点検・評価委員会」及び「湘南医療大学薬学部第三者評価委員会」を中心として、定期的かつ持続的な自己点検・評価体制を2025年度より構築する。

〔教育研究上の目的と三つの方針に対する点検・評価〕

本学は、グループの教育施設として「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて地域社会に貢献することを目的としている。この理念のもと、本学部医療薬学科は、医療人としての責任感、使命感、倫理観、薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や多様な治療ニーズに対応し、多職種連携によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師の育成を目指している。特に、平成25年度改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムに沿って、5つの学修教育目標を掲げ、薬学教育を実践している。これらの理念、目的、教育目標は、大学案内冊子や大学HPで公表されており、【基準1-1】を満たしている。

本学部は、地域における需要に応えるため、教育研究上の目的に基づき、人材養成上の三つの方針（DP、CP、AP）を設定している。これらのDPとCPに基づいて配置された開講科目の関連性は、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーによって明確化されている。三つの方針に関する情報は、大学案内パンフレット、学生便覧、シラバス、入学者選抜要項、大学HPに掲載・公表されており、【基準1-2】を満たしている。

教育研究上の目的と三つの方針に関する定期的な検証は、本学部がまだ完成年度を迎えていないため実施段階ではないが、これらの目的と方針は適切であると考えている。完成年度である2027年4月以降に修正が可能となるため、2025年度以降、「薬学部自己点検・評価委員会」と「薬学部第三者評価委員会」を中心に、定期的な検証を実施する予定であり、概ね【基準1-3】を満たしていると考えられる。

＜優れた点＞

本学における「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という理念に基づいた教育は、

医療人としての人間性を大いに重視したものである。それは本学部のカリキュラム全体に反映されており、その中では薬学を学ぶ学生がどのような人材に成長すべきかが具体的に示されている。本学部のカリキュラムにおいては、本学の成り立ちや本学を取り巻く環境の強みを活かした、チーム医療を重視する方針が明確である。

「早期臨床体験実習」「チーム医療論」「医療薬学チュートリアル演習」などを含む、多職種連携能力を育む実践的なカリキュラム編成は、現代の医療ニーズに合致していると考えられる。地域の医療ニーズに対応するため、地域密着型の教育方針を掲げており、とりわけ、「地域包括医療論」「コミュニティーファーマシー」など、地域医療の視点を取り入れた科目配置と、グループ関連高齢者施設での「後期臨床体験実習」は、地域包括ケアシステムにおける薬剤師の役割を学ぶ機会として優れていると考えられる。

＜改善を要する点＞

薬学教育における評価体制の構築は、教育の質を保証し、継続的な改善を促す上で不可欠である。完成年度を待たずに、教育効果や学生の反応を段階的に評価し、必要に応じて調整できる柔軟な体制を構築することが求められる。具体的には、教務委員会や自己点検・評価委員会、第三者評価委員会における役割分担や評価指標、評価方法、結果の反映方法などを明確化し、実効性のある評価体制を確立する必要がある。また、客観的な評価指標を設定し、完成年度以降に教育研究上の目的と三つの方針に関する定期的な検証を行うことで、より質の高い薬学教育を実現できると考えられる。

薬学教育の質を向上させるためには、学生からのフィードバックも積極的に活用し、教育内容やカリキュラムに反映させることも不可欠である。在学生だけでなく、完成年度を終えた後には卒業生からの意見も収集することで、多角的な視点から教育の改善を図ることができる。具体的には、学生アンケートや完成年度以降の卒業生追跡調査などを定期的実施し、定量的なデータを収集する。これにより、教育目標の達成度や方針の効果を客観的に評価し、データに基づいた改善策を講じることができる。また、学生が気軽に意見を述べられるようなフィードバック収集の仕組みを構築する必要がある。授業内容、方針の理解度、学習支援体制など、学生が感じている課題や要望を具体的に把握し、それらをカリキュラムの改善に繋げることで、学生のニーズに沿った質の高い教育を提供できると考えられる。

グローバル化が急速に進む現代社会において、薬剤師には国際的な視野と対応力が求められている。そのため、薬学教育においては、グローバル社会における薬剤師の役割を明確にし、具体的な教育内容やプログラムを充実させる必要がある。現状では、英語の重要性が認識されているものの、カリキュラム全体として国際的な視点が十分に組み込まれているとは言い難い。完成年度を終えた後は、グローバル化に対応した語学教育や異文化理解教育の内容を具体的に示すことで、より充実し

た教育内容を提供することが求められる。また、医療分野においても AI や ICT などの技術革新が進んでおり、薬剤師の役割も変化している。将来を見据え、これらの技術革新が医療分野にもたらす影響を踏まえた教育内容やカリキュラムの検討も必要となる。具体的には、海外の医療制度や薬学事情に関する科目を設けたり、留学生との交流や海外研修の機会を増やしたりすることも検討する。また、AI や ICT を活用した医療に関する知識やスキルを習得できるような科目も導入することで、グローバル社会で活躍できる薬剤師を育成することができると考えられる。

〔改善計画〕

完成年度である 2027 年 4 月以降に教育研究上の目的と三つの方針の修正が可能となるため、2027 年度より速やかに定期的な検証と修正作業を開始する予定である。その準備段階として、既存の「湘南医療大学薬学部自己点検・評価委員会」及び「湘南医療大学薬学部第三者評価委員会」を中心として、定期的かつ持続的な自己点検・評価体制を 2025 年度より構築する。

2 内部質保証

【基準 2-1】

教育研究上の目的及び三つの方針に基づく教育研究活動について、自己点検・評価が適切に行われていること。

【観点 2-1-1】自己点検・評価が組織的かつ計画的に行われていること。

注釈：必要に応じて外部委員又は当該学部の6年制課程の卒業生を含むこと。また、本機構の評価を受審する時だけでなく、計画的に実施されていること。

【観点 2-1-2】自己点検・評価は、教育研究活動に対する質的・量的な解析に基づいていること。

注釈：「質的・量的な解析」の例示。

- ・ 学習ポートフォリオ等を活用した学習達成度
- ・ DPに掲げた学修成果の達成度
- ・ 在籍（留年・休学・退学等）及び卒業状況（~~入学者に対する標準修業年限内の卒業者の割合等~~）の入学年次別分析等

【観点 2-1-3】自己点検・評価の結果がホームページ等で社会に公表されていること。

〔現状〕

本学部では、2022年度より「湘南医療大学自己点検・評価委員会規程」第2条（目的）に基づき、学長を委員長とし、学部長及び本学部教員5名で構成される「薬学部自己点検・評価委員会」を設置している。この委員会は定例会を4月と10月に開催するほか、学部内で自己点検評価に関連する協議・検討事項が発生した際には、適宜会議を行っている。主な活動内容として、新設学部である本学部において改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムを含む教育課程の編成・実施方針を確立すること、また、公正かつ厳格な成績評価体制を整備することを目指し、授業関連資料の整理・保存、シラバス作成指針の策定や助言などを行っている。PDCサイクルを通じて行った内容は、本学で2か月に1度開催される全体研修会において報告され、全教職員に共有されている。全体研修会を受講したあとにはレポートの提出が義務付けられており、レポート作成により内容の理解が深められる。これらの活動は関連する学部内委員会（教務委員会）との連携を通じて進められている。

さらに、2023年度より、薬学教育評価の基準・観点の周知を目的として、学長を委員長とし、学部長及び本学部教員6名で構成される「第三者評価委員会」を設置している。この委員会では、自己評価2024の評価基準や基準項目、評価視点を明確化にした後にそれらを教職員へ周知し、さらに自己評価点検書の作成計画を立案し、各委員会における自己点検・評価書の作成を支援している。

教育改善の推進を目指し、「ファカルティ・ディベロップメント委員会」（以下「FD委員会」という。）を設置し、教育・研究の質的向上（Faculty Development、以下「FD」

という。)や大学運営の充実(Staff Development、以下「SD」という。)に向けた年間活動計画を立案・実施している。自己点検・評価委員会では、評価基準ごとにFD委員会やその他の委員会、学科教員、事務職員と連携し、自己点検・評価書の作成を進めている。

2024年12月から2025年1月にかけては、「自己評価2024」への対応に加え、過去の教育研究活動の質的向上を目的とした自己点検・評価を実施した。本委員会と教務委員会が合同で授業資料を収集し、シラバスの記載内容や授業体制、成績評価の適正性を検証した。問題点については2025年2月初旬に教員に公表し、2025年度シラバス作成に反映するよう依頼した。

薬学教育評価体制の確立と基礎的知見の習得を目指し、本委員会では薬学教育評価機構の資料を活用した学習会を開催した。また、外部講師を招きオンラインでの研修を実施することで、薬学教育自己点検に関するFDを教員及び事務職員に提供した。(根拠資料・データ等：令和3(2022)年度薬学部自己点検・評価委員会活動報告書、令和4(2023)年度薬学部自己点検・評価委員会活動報告書)【観点 2-1-1】

在籍学生の留年・休学・退学等の入学年次別分析に関しては、本学部教務委員会と教育センターにおいて、大学レベル及び学部レベルで教育研究活動に対する質的・量的な解析を実施している。即ち、各学生の授業科目別及び教員別本試験合格率及び単位取得率を学期ごとに確認し、在籍学生の単位取得状況の把握に努めている。さらに、留年や休学・退学等の状況にも注意を払うとともに、本学入試方法の検証・見直しに解析結果を役立てている。加えて、授業評価アンケートにより学生の意見や希望を聴取し、これらに対しリフレクションペーパーを作成して、学生に寄り添うよう努めている。

また教育センターは、本学部開学当初からチューター制度を設置し、チューター教員による個別面談を実施している。さらに教務課職員と学生支援課職員には職員による学生への声掛けなどを依頼し、休学・退学者の減少に向けた活動に力を入れている。これらに併せて、休・退学者の減少を目的とした「S-プログラム」を2024年度より立ち上げ、教育センター主導により在籍学生の学力向上とモチベーションの維持・向上を図る取り組みを行っている。(根拠資料・データ等：薬学部紹介動画「学習サポートプログラム「S-プログラム」」、<https://sums.ac.jp/html/departments/pharmacy/>【観点 2-1-2】

自己点検・評価の結果については、本学の自己点検・評価委員会において作成されている「自己点検評価書」が大学HPにて公表されており、その中に本学部についての記述がなされている。(根拠資料・データ等：湘南医療大自己点検・評価書、<https://sums.ac.jp/html/disclosure/04/02/#disclosure01-01>)【観点 2-1-3】

【基準 2-2】

教育研究活動の改善が、自己点検・評価結果等に基づいて適切に行われていること。

注釈：「自己点検・評価結果等」の「等」とは、行政機関、認証評価機関からの指摘事項を含む。また、自己点検・評価の結果等を教育研究活動に反映する体制が整備されていること。

〔現状〕

本学部では「自己点検・評価委員会」が設置されており、前基準でも触れたように、年2回（4月・10月）の定期的な会議が、あるいは協議事項が発生するたびに臨時的に会議が開催されている。これまでに、授業関連資料の整理・保存、シラバス作成ガイドライン、授業アンケート、ループリックの作成・助言について、教務委員会と協力しながら進めている。また、学部内委員会による草案に対して点検・評価・助言を行っている。自己点検・評価はもちろんのこと、三つのポリシー（DP、CP、AP）に基づく1～4年次の教育研究活動の基本的かつ継続的な質の確保を目的として、自己点検・評価委員会と教務委員会が共同で授業科目関連資料（電子媒体又は紙媒体）の適切な保存と、シラバス記載内容の確認と適切な授業体制及び成績評価の適正性に主眼を置いた自己点検・評価を実施している。

また本学では、教育研究活動の改善が図られるように、自己点検・評価の一環として次の重要項目に関してPDC活動を実施している。

- ・ 授業評価等の結果を活かした授業改善、教育活動改善への活用
- ・ 学修支援
- ・ 休退学者減少への取り組み
- ・ FD・SD研修の充実
- ・ 三つのポリシーを踏まえた自己点検・評価及び認証評価への取り組み
- ・ 学修時間や成果の把握による教育活動の見直し

各月において本学部内のP（目標）、D（具体的アクション計画）、C（結果検証）がまとめられ、2ヶ月に1回の頻度で開催されている全体研修会において、その結果・検証内容が本学部教員に向けて報告され、教育研究活動の改善に役立てている。

〔内部質保証に対する点検・評価〕

本学部は、2022年度から「薬学部自己点検・評価委員会」を設置しており、学長を委員長とし、本学部長や本学部教員で構成する委員会が定期的に会議を開催している。年に2回（4月・10月）の定期的な会議と、必要に応じて開催される臨時会議を通じて、教育研究活動の自己点検・評価が組織的に行われている。この委員会は、教育課程の編成や成績評価体制の整備を目指し、授業関連資料の整理や保存、シラバス作成に関する指針の策定などを担当している。

さらに、2023 年度からは「第三者評価委員会」が設置され、評価基準や基準項目を明確化した上で教職員に周知する取り組みが行われている。これにより、評価活動がより透明性を持って進められると共に、自己点検評価書の作成が支援される環境が整備されている。以上の点から、【基準 2-1】を満たしていると考ええる。

教育研究活動を改善していくために、重要項目について PDC サイクルを回し、全体研修会において全教員に周知させるといった、自己点検・評価の結果を反映させる取り組みがなされている。また、自己点検・評価委員会と教務委員会が協力して授業資料やシラバス、成績評価の適正性の確認を行い、問題点は対象教員にフィードバックされ、次年度のシラバスに反映されるよう依頼している。

また、学生の留年や休学・退学の状況についても分析が行われ、授業評価アンケートを通じた学生の意見聴取や、個別面談による支援体制が整備されている。さらに「S-プログラム」などの新しい取り組みも導入され、在籍学生の学力向上とモチベーションの維持が図られている。

このように、本学部は、新規設置の学部で構築段階でありながらも、自己点検・評価結果に基づいた教育研究活動の改善を実施していると言え、【基準 2-2】を満たしていると考ええる。

<優れた点>

2 ヶ月に 1 回の頻度で開催されている全体研修会において、重要事項に関する PDC 活動の結果・検証内容が全教員に向けて報告されている。聴講した教員はレポートとしてまとめ、学部長に提出されチェックを受けたレポートはその後本学で保管される。

<改善を要する点>

本学部における自己点検・評価委員会の活動は、現時点では本学部規則等において明確に位置づけられてない部分もあり、また、学位プログラムや学則、本学全体の自己点検・評価との関連性についても、今後さらに整理・明確化を図る余地があると考えている。

[改善計画]

完成年度を迎える 2027 年 3 月までに、上記の改善点を本学部自己点検・評価委員会と教務委員会にて議論し、明確に定めていく。

3 薬学教育カリキュラム

(3-1) 教育課程の編成

【基準 3-1-1】

薬学教育カリキュラムが、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて構築されていること。

【観点 3-1-1-1】教育課程の編成及び実施に関する方針に基づき、薬学教育カリキュラムが以下の内容を含み体系的に整理され、効果的に編成されていること。

- 教養教育
- 語学教育
- 人の行動と心理に関する教育
- 薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）
- 大学独自の教育
- 問題発見・解決能力の醸成のための教育

注釈：薬学教育カリキュラムの体系性及び科目の順次性が、カリキュラム・ツリー等を用いて明示されていること。

注釈：語学教育には、医療の進歩・変革に対応し、医療現場で活用できる語学力を身につける教育を含む。

【観点 3-1-1-2】薬学教育カリキュラムが、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成になっていないこと。

【観点 3-1-1-3】教育課程及びその内容、方法の適切性について検証され、その結果に基づき必要に応じて改善・向上が図られていること。

【現状】

本学部の薬学教育課程の編成は、カリキュラムツリー及びカリキュラムマップによって示されている。即ち、カリキュラムツリーは、DP に基づいた CP に従った本学部の薬学教育カリキュラムが科目の順次性や系統性をもって体系的に整理されていることを、また、カリキュラムマップは、DP や学修成果達成目標と各科目との関連性を示すことで効果的にカリキュラムが編成されていることを、それぞれ表している。

【教養教育】

本学部の教養教育は、総合教育科目を通じて実施され、保健医療学部と同様に、異分野・多職種との協働に欠かせない医療人に求められる幅広い人間性の形成を目的と

している。そこで、「問題発見・解決能力」、「社会性の形成と自己理解・自己発見力」、「価値観の多様性と多角的視点」、「倫理性と責任感」、「コミュニケーション能力」といった、薬学の専門性を最大限に発揮するための基本的な要素を学ぶことに重点を置いている。

総合教育科目は、以下の4つの教養を涵養する科目群で構成されている。

- ・ 医療人に求められる基礎的な知識と幅広い豊かな人間性
- ・ グローバル化が進む医療分野の課題解決に必要な視点と語学力
- ・ 医療従事者に求められる高い倫理観と使命感
- ・ 国際社会における多様な価値観への理解と柔軟性

科目群は、「人間とコミュニケーション」（必修 9 単位、選択 5 科目）、「人間と文化」（選択 6 科目）、「人間と健康」（必修 3 単位、選択 4 科目）、「人間と情報」（必修 2 単位、選択 1 科目）、「人間と環境」（選択 5 科目）、「人間の本質と尊厳」（必修 1 単位、選択 7 科目）の 6 分野で構成されている。

さらに、総合教育科目では、保健医療学部と本学部の学生が学部・学科・専攻の枠を超えて共に学ぶ科目を設置し、連携意識を醸成する教育にも力を入れている。

【語学教育】

語学教育では、医療従事者に必要な専門用語や表現、外国人患者と接する際の心構え、医療従事者間での英語によるコミュニケーションの基本を身に付けることを目標としている。また、中国語と韓国語の 2 科目を配当し、隣接国の文化・言語に触れながら日常的なコミュニケーションの基本を習得することも目指している。

グローバル化が進む医療分野の課題に向き合うために必要な視点と語学力を養うための外国語科目は全学年を通して開講し、特に高学年では「科学英語」及び「総合英語Ⅲ」の履修により語学力の更なる向上を図っている。さらに、薬学の専門家・臨床家としてのコミュニケーション能力の向上を重視し、「コミュニケーション論」を開講している。

【人の行動と心理に関する教育】

医療に関与する者として、生きる意義や存在について自主的に深く考える力を身につけることを目的に、哲学、倫理学、生命倫理学、ボランティア学を開講している。さらに、人間行動の法則性や人生全体の発達過程を理解するために、心理学や発達心理学の授業も行っている。さらに、多様性への理解を深めるため、社会学やジェンダー論も提供している。

【薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）】

薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目（基本事項・薬学と社会・薬学基礎・衛生薬学・医療薬学・薬学臨床・薬学研究）と本学部薬学教育カ

リキュラムとの関係は、カリキュラムマップに明確かつ体系的に整理・記載されている。各 SB0 をどの科目で教授しているかについてはシラバスに明記し、「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対応表」及びカリキュラムツリー、カリキュラムマップを作成して、学生が各科目の意義を容易に把握できるようにしている。

【大学独自の教育】

超高齢社会の進展に伴い、医療の在り方が根本的に変化している今日、本学部は多職種との連携を通じて地域包括ケアに基づく幅広い職業人を育成する役割を担っている。現代社会が抱える課題の解決や新たな社会システムの構築に取り組む能力、すなわち「医療現場で能力を発揮できる薬剤師」を育成することは、強い社会的要請である。そのため、本学部は臨床一貫型連携教育体制などを導入し、グループ関連施設との協力を通じて、特長ある薬学教育と研究を全教員の協力のもとで実践している。

1) 臨床一貫型連携教育体制 (Integrated educational system、以下「IES」という。)

本学部は、グループ関連施設の東戸塚ホスピタルが立地する東戸塚キャンパスに設置されている。急性期から回復期・慢性期までの病床を有する連携病院は、本学部の病院実務実習等を担当し、「病院実務実習のコアセンター」の役割を果たしている。この環境を活かし、本学部では大学における臨床教育・臨床現場（実務実習）・研究活動の三要素を一貫性・関連性をもたせる IES を採用している。この IES では、「大学教育（薬学部・保健医療学部）」、「研究（学生・教員・医療従事者・臨床医学研究所）」、「臨床現場（グループ関連施設）」の三者が統合・連携して「生きた教育」を実践する。

1. 教員と医療従事者の連携教育

専任教員、特に薬学実務家教員は、学部教育を担当するとともに、グループ関連施設において実務実習や臨床活動に参画し、常に地域医療の実情を理解し、さらなる実践能力の向上を図ることを特色としている。

2. 「早期臨床体験実習」及び「薬学実務実習（病院）」における連携教育

本学部の「早期臨床体験実習」及び「病院実務実習」は、湘南東部総合病院を中心にグループ関連施設で実施する。実習施設は大学から半径 1 時間圏内にあるため、実習指導薬剤師と教員が共同で実務実習生に対しきめ細かい指導ができる環境が整っている。これにより、大学と実習施設間に共通認識が形成される。

「早期臨床体験実習」では、病院機能・病院薬剤師の役割理解と学習動機づけのため、病院薬剤部や病棟での薬剤師業務を見学します。また、実際の患者や障がい者の声を傾聴し、患者とのコミュニケーション、信頼関係のあり方、患者理解について学びます。さらに医師、看護師、リハビリテーション従事者、栄養士、検査技師など他の医療従事者との関わりを知ることができるなど、グループのメリットを活かした多角的な実習環境を提供する。

「薬学実務実習（病院）」では、事前協議や実習中の相談だけでなく、事後の実習教育評価（学生の到達度評価を含む）の際にも実習指導薬剤師と教員との連携が円滑に行えることが、グループ関連施設で実習を行う利点である。

これらの特色を活かし、希望学生には、実践活動をしながら臨床研究への参加も推進する。

3. 「後期臨床体験実習」における連携教育

本学の特徴は、グループ 17 病院、健康診断センター2 施設、介護老人保健施設 9 施設、在宅支援施設 14 施設、福祉施設 6 施設などとの連携です。急性期病院における専門知識を必要とする患者、回復期にある患者、慢性期の病気や障害をもつ成人・老年期の患者や要介護者との関わりを通して、現状維持に必要な治療や検査、日常生活の改善など、地域医療における薬剤師の必要な支援やシステムについても知見を深めることができます。この特徴を活かし、5 年次の実務実習終了後、グループの急性期病院における専門医療部門、慢性期病院、精神科病院、介護老人保健施設などで実践的な「後期臨床体験実習」を行う。

この体験から、大学と医療・介護現場における学生・教員参加型の体験実習を通して、様々な症例についての理解を深め、「薬学的技能を生かせる治療」「薬学の専門的知識を生かす必要がある治療」「複数疾患を患う患者や高齢者における適切な薬物治療」について、薬剤師としてどのような知識や行動が必要かを自ら考える機会とする。

グループ関連施設での実習の意義は、急性期治療を経過し病状が安定した患者に対する在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療の流れを学ぶことにある。本学生は、予防－急性期－回復期－慢性期までの患者の症状、疾病と要介護者の状態を通じて「地域包括医療」の流れと、社会から求められている「臨床能力が高い病棟薬剤師」「病態を理解した上で医師に専門的な助言ができる薬剤師」「複雑化する薬物治療や予防医療に対応できる薬剤師」について再認識し、実践的にチーム医療に参画できる薬剤師の育成につなげる教育を提供している。

2)モチベーションを低下させないグループ・ゼミ形式による教育

薬学に対する学生のモチベーションを維持するため、3 年次及び 4 年次前期に薬学総合プレ研究(必修 2 単位)を設けている。学生は「薬学基礎」「生命医科学」「医療薬学」「環境・社会薬学」の 4 研究学系から異なる学系の 4 研究室を選択し、基礎的な実験方法を修得しながら、卒業研究などのテーマを意識し、「研究」とは何か、どのように進めるべきかを学ぶ。この学習基盤を身につけた上で、大学での学びの総括として各研究室に所属し、担当教員の指導のもと、興味を持った分野において研究課題を設定・計画し、調査、実験、検証等を行い、研究を発展・展開できる能力を身につける。得られた知見・成果は卒業研究論文としてまとめられる。自主的

な実験や調査を通じて、課題発見方法、研究遂行方法、問題解決方法を探ることにより、科学的思考、研究手法、高度専門知識と応用技術を修得し、医療現場から薬学・医学・医療の発展に貢献できる情報を発信できるよう、卒業研究・総合演習(必修 20 単位)及びインターンシップ実習(自由選択科目)を履修する。

【問題発見・解決能力の醸成のための教育】

近年、薬学部が増加に伴い、新設校を中心に入学定員割れや学力低下など、様々な課題が浮き彫りとなっている。さらに、薬剤師国家試験合格率の低下も顕著となっており、新卒の合格率が 30～40% 台の大学も存在する。

本学部は、これらの課題を克服するには「薬学基礎知識を用いて問題を発見し、解決方法を考える授業を展開し、薬剤師に必要な診療支援能力を身につける教育」の提供が重要だと考え、医療薬学科教育目標にもその旨を掲げている。

これらの課題を教育課程内で解決するため、1 年次～3 年次を「基礎・応用」期、4 年次～6 年次を「発展」期として、グループ・ゼミ形式の各種教育手法を連携させ、卒業まで継続的に指導する。

1) 基礎期では、「主体的学習(Active-Learning)」、つまり能動的に学習する習慣を「薬学入門」「早期臨床体験実習」「症候論」で身につけ、「研究法入門」「医療薬学チュートリアル演習Ⅰ」では主体的学習効果を高めるため、グループやチーム単位でコミュニケーション能力を向上させる「協働・協調学習(Collaborate-Work)」を実施し、相互支援や共同での教育研究の基盤を構築する。

2) 応用期では、薬学教育内容が高度化するため、薬剤師になるという目的意識や薬学への学習意欲を維持するために、教育・研究へのモチベーションを向上(Motivation-Management & Development) させる特色あるプログラムとして「薬学総合プレ研究」「医療薬学チュートリアル演習Ⅱ」「症候・診断学」を開講する。

「薬学総合プレ研究」では、教員は学生が選択した 4 研究分野各研究室において、学生が主体的に研究テーマを設定できるよう導き、グループワークや討論を通じて様々な研究分野への興味を持ち、基礎的な実験方法や薬学専門基礎知識を深められるよう支援する。

「医療薬学チュートリアル演習Ⅱ」では、臨床薬剤師の視点を育成するために、医療安全、救急・災害医療、薬物依存などの多様な事例から、検査結果の説明、治療の選択肢(手術、放射線、薬物治療法)、薬物治療による日常生活の制限、治療目的と患者の利益などの医療薬学の実践的な課題を取り上げ、少人数制でゼミ学習を行う。

「症候・診断学」では、薬剤師が患者の病態、治療方針や健康管理を理解し、医師に適切な助言ができるよう「重大疾患」(がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧性疾患、呼吸器疾患、慢性腎不全)などを講義と演習(ゼミ形式)で学べるのが特色である。演習では、グループ分けした学生からファシリテーターを選出し、学生

自身が個々の疾患について自主的に調査・整理する。担当教員は方法論の教授などに役割を限定し、学生の主体性を支援する立場に徹することで、診療支援能力の修得を促す。

さらに、応用期から発展期の学習過程で、薬剤師として地域医療の課題を自ら探索し深められるよう、看護論、総合リハビリテーション論等の異分野関連学問を啓発学習（Developmental Approach）として、各講義内で能動的かつ受動的に学べるよう構成している。

このように、グループワークやゼミ学習を通じて、チームワークの重要性、薬学の魅力・探究心を醸成する授業を展開することで、学生間の相互支援を活性化させ、薬剤師を目指すモチベーションを維持する。

3) 発展期では、「臨床実習教育」及び「課題解決教育」を実施し、論理的思考力と課題解決力を養成する。

近年の薬剤師国家試験は、従来の「暗記重視型」から「思考応用型」へと変化している。薬剤師には専門知識・技術とともに、論理的思考力（Logical Thinking）が不可欠である。「卒業研究」では、研究室のゼミにおいて自ら問題を発見・設定し研究課題に取り組むことで深い思考力を養い、その経験が臨床現場で活かされる。また、「病院実務実習及びインターンシップ実習」も課題解決力を育成する場となる。本学では、グループ病院薬剤師と薬学実務家教員の緊密な連携のもと、学生が病棟薬剤師の指導で診療参加型実習と症例発表を行う。この体験は薬剤師としてのモチベーション向上の機会となる。さらに、「論理的思考力」や「課題解決力」は、服薬指導や疑義照会など多角的な視点と判断力が求められる場面で必要とされるスキルである。そのため、「薬剤師の役割」の変化を学生及び実習指導薬剤師に明確に伝え、思考力を鍛える「実務実習」の充実を図っている。

以上、本学部の薬学教育カリキュラムは「教育課程の編成及び実施に関する方針」に基づいて体系的に整理され、効果的に編成されている。【観点 3-1-1-1】

本学部では「人の命と健康な生活を護ること」を通して地域医療に貢献できる人材の養成を主たる目的に掲げており、「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献する」という本学部の方針に沿ったカリキュラムを構築している。

6 年次科目の「総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、共用試験類似の様式で小テストや定期試験を実施する科目であるが、本科目の目的は、シラバスにも示す通り、「医療薬学科教育課程の締めくくりとして、これまでに学んだ薬学の基本事項、薬学と社会、基礎薬学、衛生薬学領域の学習内容を総括し、優れた薬剤師として社会に貢献できるようになるための知識・技能を確認する」ものであり、カリキュラムツリーでも示されるように、薬学基礎専門科目の総まとめの位置づけである。したがって、本学部の薬学教育カリ

キュラムは、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成とはなっていない。【観点 3-1-1-2】

教育課程、及びその内容、方法の適切性については、毎年度教務委員会において時間割の科目配置とシラバスの内容を確認検討している。（根拠資料・データ等：毎年12月～3月分の教務委員会議事録）

また、FD委員会では、学生に対して授業アンケート（前期・後期）を実施している。教育内容において改善項目が生じた場合には、FD委員会より当該科目責任者に改善の指示が出され、科目責任者はそれに応じた教育内容の改善を実施するとともに「リフレクションペーパー」を毎年提出することで、教育内容とその方法に関する改善が図られている。（根拠資料・データ等：授業アンケート及び「リフレクションペーパー」）
【観点 3-1-1-3】

[教育課程の編成に対する点検・評価]

本学部は、地域における健康で豊かな生活の実現に寄与できる人材を養成するため、2021年に湘南医療大学に設置された。現在の薬学教育カリキュラムは、設置申請時に文部科学省へ提出した「湘南医療大学薬学部設置認可申請書」において規定されたものである。

本学部の薬学教育カリキュラム編成の概要は、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーによって示されている。すなわち、カリキュラムツリーは、本学部の薬学教育カリキュラムがDPに基づいたCPに従い、科目の順次性や系統性をもって体系的に整理されていることを表している。また、カリキュラムマップは、DPや学修成果達成目標と各科目との関連性を示すことで、カリキュラムが効果的に編成されていることを明示している。

教養教育では、総合教育科目において計41科目が必修又は選択科目として開講されており、必修・選択併せて21単位以上（必修科目15単位及び選択科目6単位以上）の修得が卒業要件となっている。さらに、基礎科目は2科目が必修科目として開講されており、2単位修得することが卒業要件である。

このように、本学部では「医療人に求められる基礎的な知識や幅広い豊かな人間性」、「グローバル化が進む医療分野での課題に向き合うために必要な視点と語学力」、「医療従事者に求められる高い倫理観、使命感」、「国際社会における様々な価値観の理解、柔軟性」を養うことで、多職種協働に欠かせない医療人としての幅広く豊かな人間性を育てる教養教育を重視し編成している。これらの科目は全てカリキュラムマップに記載され、DPや学修成果達成目標との関連性が明確である。

語学教育については、総合教育科目として英語必修7科目7単位と選択3科目3単位、また中国語と韓国語の2科目2単位が選択科目として開講されている。いずれの科目も「読み・書き・聞く・話す」の4技能の養成を意識しており、受講者数の多い英語科目では少人数クラス（2クラス）を編成し、きめ細やかな授業を実施している。

また、語学教育は、英語の必修科目が1年次から3年次にかけて段階的に開講され、

選択科目の総合英語Ⅲは 5、6 年次に履修可能となっている。さらに、これらの基礎語学力をベースにした「科学英語」が 4 年次に開講され、4～6 年次に実施される「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」での実践的な英語研究論文等の読解ならびに論文関係書類の英語記述などと併せ、学部教育を通して継続的な語学教育が行われている。

本学部ではこれらの語学教育に加え、「コミュニケーション論」と「チーム医療論」を総合教育科目の必修科目として開講し、薬学の専門家・臨床家としてのコミュニケーション能力を重視した教育を編成している。これらの科目も全てカリキュラムマップに記載され、DP や学修成果達成目標との関連性が明確に示されている。

人の行動と心理に関する教育については、総合教育科目の「人間の本質と尊厳」の科目区分として関連科目 8 科目が 1 年次必修科目として開講され、豊かな人間性と高い倫理観の早期醸成を図っている。またカリキュラムツリーでも示されるように、これらの「人の行動と心理に関する教育」は 3 年次以降に開講される臨床系専門科目の基盤として生かされる構造となっている。

薬学教育モデル・コアカリキュラム平成 25 年度改訂版の各項目と本学部薬学教育カリキュラムとの関係は、カリキュラムマップに明確かつ体系的に整理・記載されている。また、薬学教育モデル・コアカリキュラム内の各 SB0 をどの科目で教授しているかについてシラバスに明記しているほか、「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対応表」及びカリキュラムツリー、カリキュラムマップを作成し学生に配布することで、学生が各科目の意義などを把握できるようにしている。

大学独自の教育については、本学部の基本方針「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献する」を踏まえ、IES などグループ関連施設と連携した本学部独自の教育方法を導入している。このような特色ある薬学教育・研究を全教員の協力体制で実践することで、現代社会が直面する諸課題の解決や新しい社会システムの構想に取り組む能力、すなわち「医療現場で能力を発揮できる薬剤師」の養成に取り組んでいる。

また、本学独自の科目として 3 年次及び 4 年次前期に薬学総合プレ研究（必修 2 単位）を設け、薬学に対する学生のモチベーションを維持するための独自教育の一翼を担っている。

さらに、本学部では問題発見・解決能力の醸成のための独自教育として、1 年次～3 年次までを「基礎・応用」期、4 年次～6 年次までを「発展」期として、グループ・ゼミ形式の各種教育手法を連携させ、卒業まで継続的に指導している。薬学基礎知識を用いて問題を発見し、解決方法を考える授業を展開し、薬剤師に必要な診療支援能力を身につける独自教育を提供している。

以上のように、本学部の薬学教育カリキュラムは「教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて」概ね体系的に整理され、効果的に編成されているため、【観点 3-1-1-1】を満たしている。

本学部では「人の命と健康な生活を護ること」を通して地域医療に貢献できる人材の養成を主たる目的に掲げており、「医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を持ち、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献する」という本学部の方針に沿ったカリキュラムを構築している。開設4年目の本学部では現在第1期生が研究室に配属され、4年次後期から卒業研究を実施しており、講義・実習・演習以外の時間を卒業研究に充てている（資料：卒業研究Ⅰ実施スケジュール）。また、6年次には卒業論文の提出ならびに卒業研究発表会での発表が単位認定要件となる。このように、各学生が試験対策だけでなく研究活動に打ち込める環境を整備している。

6年次科目の「総合演習Ⅰ・Ⅱ」は、共用試験類似の様式で小テストや定期試験を実施する科目であるが、本科目の目的はシラバスにも示すとおり「医療薬学科教育課程の締めくくりとして、これまでに学んだ薬学の基本事項、薬学と社会、基礎薬学、衛生薬学領域の学習内容を総括し、優れた薬剤師として社会に貢献できるようになるための知識・技能を確認する」ものであり、カリキュラムツリーでも示されるように薬学基礎専門科目の総まとめの位置づけである。

したがって、本学部の薬学教育カリキュラムは、薬学共用試験や薬剤師国家試験の合格率の向上のみを目指した編成とはなっておらず、【観点3-1-1-2】を満たしている。

教育課程及びその内容、方法の適切性については、毎年度教務委員会において時間割の科目配置とシラバスの内容を確認検討している（根拠資料・データ等：毎年12月～3月分の教務委員会議事録）。また、FD委員会では学生に対して授業アンケート（前期・後期）を実施している。教育内容において改善項目が生じた場合には、FD委員会より当該科目責任者に改善の指示が出され、科目責任者はそれに応じた教育内容の改善を実施するとともに「リフレクションペーパー」を毎年提出することで、教育内容とその方法に関する改善が図られている。したがって、【基準3-1-1】を満たしており、小項目3-1（教育課程の編成）に適合している。

＜優れた点＞

本学部では「医療人に求められる基礎的な知識や幅広い豊かな人間性」、「グローバル化が進む医療分野での課題に向き合うために必要な視点と語学力」、「医療従事者に求められる高い倫理観、使命感」、「国際社会における様々な価値観の理解、柔軟性」を養うことで、多職種協働に欠かせない医療人としての幅広く豊かな人間性を育てる教養教育を重視し編成している。

これらの科目は全てカリキュラムマップに記載されており、DPや学修成果達成目標との関連性が明確に示されている。

学教育については、総合教育科目として英語必修7科目7単位と選択3科目3単位、また中国語と韓国語の2科目2単位が選択科目として開講されている。いずれの科目も「読み・書き・聞く・話す」の4技能の養成を意識しており、受講者数の多い英語

科目では少人数クラス（2クラス）を編成し、きめ細やかな授業を実施している。

また、語学教育は英語の必修科目が1年次から3年次にかけて段階的に開講され、選択科目の総合英語Ⅲは5、6年次に履修可能となっている。さらに、これらの基礎語学力をベースにした「科学英語」が4年次に開講され、4～6年次に実施される「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」での実践的な英語研究論文等の読解ならびに論文関係書類の英語記述などと併せ、学部教育を通して継続的な語学教育が行われている。

本学部ではこれらの語学教育に加え、「コミュニケーション論」と「チーム医療論」を総合教育科目の必修科目として開講し、薬学の専門家・臨床家としてのコミュニケーション能力を重視した教育を編成している。

＜改善を要する点＞

教育課程の編成がカリキュラムツリーとカリキュラムマップによって示されているが、これらがどの程度学生に理解され、活用されているかについての具体的なフィードバックが不足している。したがって、さらなる効果を引き出すためには、学生によるカリキュラムの理解と活用状況を、例えばアンケートをとることによって、定期的に評価する仕組みが必要であろう。

入学初年度や下級生の段階において、薬学に対する興味や関心を高めるための工夫をさらに充実させてもよいだろう。例えば、学生間の交流を促すイベントなどを通じて、学びへの熱意を持続させることが重要であると考えられる。

語学教育においては、学生の語学力強化と国際的視野の拡大の支援がより求められる。語学教育は充実しているといえるものの、さらなる効果を上げるためには、具体的な活用の機会を増やすことが必要である。例えば、現場実習の一環として、病院での外国人患者対応を組み込むことで、実際のコミュニケーションを通じた語学力と文化理解の深化が促進されることが考えられる。

IESについては、グループ関連施設との連携による実習環境の充実が謳われているが、学生全員に対して均質な実習体験を提供できているかについての検証が十分ではない。特に、実習施設間での教育内容や指導方法のばらつきを最小化し、標準化するための具体的な仕組みについての言及がなく、学生の学修成果の公平な評価システムの構築が課題として残る。

〔改善計画〕

今後、定期的に教務委員会で検討を行っていくと同時に、学園本部に要望を伝えていく。

(3-2) 教育課程の実施

【基準 3-2-1】

教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいた教育が適切に行われていること。

【観点 3-2-1-1】学習目標の達成に適した学習方略が用いられていること。

注釈：例えば薬学研究では、必修単位化、十分な研究期間の設定、研究論文の作成、研究成果の医療や薬学における位置づけの考察、研究発表会が行われていること。

~~【観点 3-2-1-2】薬学臨床における実務実習が「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえて適切に実施されていること。~~

【観点 3-2-1-3】学生の資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法を開発していることが望ましい。

注釈：「資質・能力の向上に資する学習・教授・評価方法」には、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）やパフォーマンス評価を含む。

【現状】

本学部の教育課程は、改訂薬学教育モデル・コアカリキュラムのSB0s全てを必修科目として組み込むよう編成されている。さらに、モデル・コアカリキュラムには含まれないが、本学の特色となる教育を実現するために設けた科目を必修科目としている。選択科目は、ア）コミュニケーション能力と人間性を涵養するための科目、イ）専門性が高く、将来研究を進めることや、医療以外の分野で薬学の知識・技術を発揮できる有益な科目、そして、ウ）地域医療で活躍するために必要な能力を育む科目を選択科目としている。

本学部の授業は、教育目的に応じて講義、演習、実習の3つの形態で実施している。知識の理解を目的とする教育内容については講義形式を中心としている。また、態度・指向性、技術や技能の修得を目的とする教育については演習形式を採用し、学生の主体的・能動的な学びを引き出せるようにしている。さらに、理論的知識や技術を実践に応用する能力を身につけることを目的とする教育内容には、実習形式を取り入れている。また、学生のモチベーション維持のため、オムニバスによる授業や少人数のグループ学習、チュートリアル学習、ゼミ形式の研究・演習を行い、参加型学習等の双方向型学習を展開している。

【講義】

講義は知識の修得及び理解を目的としている。学生が主体的かつ能動的に学習するよう、対面授業だけでなく反転授業やPBLなどのアクティブ・ラーニング形式の授業をできるだけ多く取り入れている。評価方法は基本的に試験を中心に行ってい

る。

【演習】

演習は知識の理解及び技術の修得を目的とし、学生は主体的・能動的に課題に取り組むことにより知識及び技術を定着させる。SGD、ロールプレイが実現できるようチュートリアル教育なども実施して、講義や演習で得た知識、技術を深化させている。

【実習】

実習は知識の理解、技術の修得に加え、態度を統合的に学修することを目的としている。演習及び実習における技能・態度の習得にあたっては、科目ごとに設定されたルーブリックに準じた評価を実施している。また、科目によっては試験も実施され、成績評価の一部として活用されている。

【薬学研究】

薬学研究に該当する「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」（4年次後期～6年次前期開講）は必修科目として配置されている。開設4年目の本学部では現在1期生が研究室に配属され、「卒業研究Ⅰ」を実施しているところである。4年次後期は他の科目の講義・実習・演習以外の時間を、5年次は病院薬局実務実習以外の期間を実験あるいは文献調査等の研究活動にあてている。「卒業研究Ⅰ」では4年次後期から5年次までの研究活動の成果を中間報告の要旨としてまとめ、中間報告会で発表する。6年次前期の「卒業研究Ⅱ」においては、卒業研究Ⅰの要旨や中間報告会で指摘された事項について必要に応じて追加実験を行ったうえで、卒業研究論文としてまとめ、卒業研究報告会で発表する。「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」はともに概ね週3日、1日4時間ずつ研究に取り組む時間を確保しており、各学生が試験対策だけでなく研究活動に十分打ち込める環境を整備している。（根拠資料・データ等：令和6年度薬学部医療薬学科授業時間割）

卒業研究は学生が配属された研究室主体で行い、学部で統一されたルーブリックを基準として評価している。

【実務実習事前学習】

薬学臨床に関する科目として、本学部では実務実習事前学習Ⅰ（3年後期）、実務実習事前学習Ⅱ（4年前期）、及び実務実習事前学習Ⅲ（4年後期）を配置している。これらの科目は病院実務実習・薬局実務実習に先立って、薬剤師職務（調剤、服薬指導、患者対応、医薬品の適正管理、薬物療法の実践など）の基本的な知識、技能、態度を修得することを目的としている。内容としては、薬剤師に必要な業務を経験するための実習と、それに必要な基本的知識を確認するための講義及び演習で構成している。これにより学生は基本的な知識と体験を結びつけ、臨床や地域における薬剤師の位置づけや役割について具体的なイメージをもって理解できるようになる。

事前学習Ⅰ（3年後期）は、調剤学の講義終了から引き続き調剤、服薬指導、患

者対応、医薬品の適正管理、薬物療法の実践を実習形式で行い、①課題・レポート（30%）、②概略（ルーブリック）評価（40%）、③実習試験（30%）で単位認定している。またポートフォリオを活用した達成度評価法により、学生自身と教員が到達目標の達成状況を確認し評価している。

事前学習Ⅱ（4年前期）では、事前学習Ⅰでの学びを基盤にして調剤、無菌操作、医薬品の供給・管理、医薬品情報の取扱いなど薬物療法の実践に不可欠な知識、技能、態度を醸成している。単位認定はルーブリック評価（45%）、作成したプロダクト及びレポート（10%）、実習試験（筆記試験と実技試験：45%）を総合して行っている。

事前学習Ⅲ（4年後期）では、実践トレーニングを通して事前学習ⅠとⅡで学んだ基礎・基本的な知識、技能を確実に定着させるとともに、態度を育むことを目的としている。5年次に行われる薬局実務実習・病院実務実習に向けたマナー、調剤、無菌操作、疑義照会、情報収集、情報提供などの実践に不可欠な知識、技能、態度を醸成する。OSCEで扱われる医薬品の一覧をもとに自己学習を促し、自学自習も進めている。5年次の「実務実習」終了後には「実務実習報告会（仮）」を予定しており、学生間で情報を共有し、「学外実務実習」の成果の一つとして評価する。

以上のように、本学部では学習目標の達成に適した学習方略が用いられている。

【観点 3-2-1-1】

なお、本学部は令和7年2月下旬より実務実習の第1期に入ったばかりのため、

【観点 3-2-1-2】

に関しては評価の対象外である。

前述のように、「技能・態度」のSB0に関する項目を到達目標に設定している科目については、各科目責任者が学習目標の達成を目指してアクティブ・ラーニングを組み込んだ授業を展開している。「早期臨床体験実習」「後期臨床体験実習」「チュートリアル演習Ⅰ・Ⅱ」「チーム医療論」ではSGDを取り入れた授業を実施しており、これらの科目では併せてルーブリックを用いたパフォーマンス評価を導入し、学生の個々の達成度を測定している。【観点 3-2-1-3】

教育課程の編成については、薬学教育モデル・コアカリキュラムの項目全てが本学部必修講義科目によって網羅されていることが「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」によって示されている。また、これらの必修科目を含む全ての薬学教育関連科目とCPとの関連性はカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより周知されている。前述のとおり、これらの開講科目は関連する学習目標（SB0項目）に適した学習方略で授業が進められていることがシラバスで明らかにされている。【基準 3-2-1】

【基準 3-2-2】

各科目の成績評価が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-1】各科目において適切な成績評価の方法・基準が設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-2-2】各科目の成績評価が、設定された方法・基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-2-3】成績評価の結果が、必要な関連情報とともに当事者である学生に告知されるとともに、成績評価に対しての学生からの異議申立の仕組みが整備され、学生へ周知が図られていること。

〔現状〕

本学では、授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与えることが学則によって定められている。試験には定期試験、追試験及び再試験があり、定期試験は原則として当該授業が終了する学期末に期間を定めで行う。また、試験に代えて、論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を課することができる。（根拠資料・データ等：湘南医療大学学則）

本学部における成績評価基準として、秀（S）は90～100点、優（A）は80～89点、良（B）は70～79点、可（C）は60～69点、不可（D）は59点以下、放棄（01）は受験資格喪失、放棄（02）は定期試験受験の放棄、をもって表し、可（C）以上を合格とすることが学則によって定められている。（根拠資料・データ等：湘南医療大学薬学部授業科目履修規定）。

個々の科目の成績評価方法はシラバスに掲載されており、このことは各年次の最初に行われる学修ガイダンスで周知されている。（根拠資料・データ等：各科目のシラバス・学年ガイダンス資料）【観点 3-2-2-1】

上記の薬学教育課程の実施に関する調査では、各科目の成績評価がシラバスに掲載された方法や基準に従って公正かつ厳格に行われているかについても併せて確認した。その結果、全ての科目において、シラバスに記載した授業科目ごとに示す「成績評価の方法」に従い、公正に行われていることが確認された。（根拠資料・データ等：2024年度教育課程の実施に関する報告）【観点 3-2-2-2】

学生が履修した科目の成績評価の結果は、科目名、単位数、評価及びGPA（Grade Point Average）を各学期の評価確定後、学務システムに公開するとともに、保証人（保護者）に通知している。また、成績発表後、自己採点と評価が異なるなどの理由により成績を確認したい場合、結果の確認を申し出るための期間を設けている。（根拠資料・データ等：2024年度学生便覧）。本件については学期ごとの学修ガイダンスでも周知している。【観点 3-2-2-3】

以上を総括すると、各科目の成績評価は現状の対応で概ね公正かつ厳格に行われていると判断できる。さらに、本学では、定期試験ごとに教育課程の実施に関する

報告を提出し、科目担当教員が成績評価を公正かつ厳格に実施していることを自己点検できるようになっている。(根拠資料・データ等:教育効果測定結果報告書)【基準 3-2-2】

【基準 3-2-3】

進級が、公正かつ厳格に判定されていること。

【観点 3-2-3-1】進級判定基準、留年の場合の取扱い等が設定され、学生への周知が図られていること。

注釈：「留年の場合の取扱い」には、留年生に対する上位学年配当の授業科目の履修を制限する制度、再履修を要する科目の範囲等を含む。

【観点 3-2-3-2】各学年の進級判定が、設定された基準に従って公正かつ厳格に行われていること。

〔現状〕

本学部では、入学学生に配布する「学生便覧」において、進級判定基準や再履修、原級留置（進級条件を満たしていない等）した場合の取扱い等を記載している。

本学部は学年制を用いているため、次の基準を満たした者は進級することができる。

1) 1～3年次において次の条件を全て満たす者

1. 実習科目は配当された年次で全ての単位を修得していること
2. 実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積6単位以内であること

2) 4年次において次の条件を満たす者

1. 4年次までの必修科目の単位を全て修得していること

3) 5年次において次の条件を満たす者

1. 5年次の必修科目の単位を全て修得していること

(根拠資料・データ等：2024年度学生便覧、p. 21)

再履修についての取り扱いは次のように定められている。不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修しなければならない。再履修科目は、原則として、授業を再度受講したうえで、試験を受けなければならない(根拠資料・データ等：2024年度学生便覧、pp. 20-21)

原級留置した場合の取扱いは以下のとおり定められている。本基準に該当する学生に対して書面での通知と併せて指導教員（チューター）による指導、保証人を交えた面談を行う。

(原級留置)

1. 原級留置となった者は、該当した科目を再履修しなければならない。
2. 原級留置となった者が、前項以外の科目を履修する場合は、当該科目担当教員が確認した所定の届出書を期日までに提出し、教授会の議を経て、学長が

許可した場合に履修することができる。ただし、1 学年上級科目を履修する場合の上限は、前期・後期それぞれ 4 科目 6 単位以内とする。また、単位の不授与となった科目が 1 学年上級科目に関連している場合は、原則として履修することができない。

これらについては学期の最初に開催される学修ガイダンスで記載内容について学生に周知している。(根拠資料・データ等：学修ガイダンス資料) 原級留置が決まった学生及び保証人に対しては、学年末に通知文を送り情報を共有するとともに、原級留置となった学生に対しては、担当チューターが学修状況と学生生活をフォローアップしている。【観点 3-2-3-1】

各学年の進級判定については、教授会において、各学年のカリキュラム適用年度に応じた進級条件及び成績資料に基づき、公正かつ厳格に進級判定を行っている。(根拠資料・データ等：教授会議事録ならびに資料)

なお、原級留置が決定した場合は、当該学生及び保証人に対して書面により通知している。(根拠資料・データ等：書面通知の写し)【観点 3-2-3-2】

以上より、進級については、現状の対応で公正かつ厳格に判定している。加えて、これらが正しく行われていることを「薬学自己点検・評価委員会」と「教務委員会」により確認している。(根拠資料・データ等：教務委員会議事録)【基準 3-2-3】

【基準 3-2-4】

卒業認定が、公正かつ厳格に行われていること。

【観点 3-2-4-1】卒業認定の判定基準が卒業の認定に関する方針に基づいて適切に設定され、学生への周知が図られていること。

【観点 3-2-4-2】卒業に必要な単位数の修得だけではなく、卒業の認定に関する方針に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価を含むことが望ましい。

~~【観点 3-2-4-3】卒業認定が判定基準に従って適切な時期に、公正かつ厳格に行われていること。~~

~~注釈：「適切な時期」とは、卒業見込者が当該年度の薬剤師国家試験を受験できる時期を指す。~~

〔現状〕

先の項目でも述べたように、本学部は2021年4月に設置された。現在第1期生が4年目を終えようとしている段階であり、順調に進級すれば2027年3月に卒業を迎える。

本学部のDPについては本学HPや学修簿にも示されるとおり、本学部医療薬学科に6年以上在学し、教育理念を実現するために編成された授業科目を履修し、以下の能力を身につけたうえで、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与すると定められている：

- 1) 社会的責任感と使命感、倫理観を有し、国際社会の発展に貢献できる
 1. 医療人として、豊かな人間性と幅広い教養を備える
 2. 薬剤師として、人の命と健康な生活を守る高い倫理観、使命感を涵養する
 3. 国際社会における様々な価値観についての理解と国際社会の発展に貢献できる力を身につける
- 2) 専門的な知識・技術を発揮することができる
 1. 高度化した医療に対応し得る薬学の基礎能力を有し、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬学臨床」及び「実務実習」の学修を通じて、臨床応用につながる専門的な知識・技術を発揮する能力を修得する
 2. 正しい診療支援ができる能力を身につける
- 3) 地域の健康についての知識・教養を身につけている
 1. 地域の保健・医療・福祉・教養及び健康増進、公衆衛生についての知識・教養を修得する
 2. 超高齢社会における地域での慢性期医療と薬剤師の役割を考える多面的思考力を養う

4) 主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができる

1. ものごとを探求し、客観的に分析する力、様々な情報を体系化して整理する力、それらをわかりやすく表現する力を身につける
2. 実務実習の経験を通じた、主体性と多職種やチームで協働できるコミュニケーション力、実践力、課題解決能力を養う

5) 生涯にわたり自主的に学び続けることができる

1. 医療人として自ら新しく学び続けるために必要な、計画性と継続性、及び態度を形成する力を身につける

本学部のカリキュラムマップ及び「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」より、本学部必修講義科目の修得を含めた教育プログラムで定められた所定の単位数を修得することによって、上記DPに定められている能力を身につけたものと判断し、卒業の認定ならびに学士（薬学）の学位を授与すると定めている。（根拠資料・データ等：カリキュラムマップ、薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表、2024年度学生便覧）

また、卒業認定の判定基準は前述のとおり学生便覧に記載されており、入学時の新入生ガイダンスをはじめ、各学年の学年ガイダンスで説明を行っている。（根拠資料・データ等：2024年度学生便覧、学年ガイダンス資料）【観点3-2-4-1】

前述のように、本学部では、カリキュラムマップ及び「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」に基づき、本学部必修講義科目の修得を含む教育プログラムで定められた所定の単位数を修得することによって、DPに定められている「学生が身につけるべき資質・能力」を身につけたものと判断し、卒業認定を行うシステムを採用している。【観点3-2-4-2】

卒業認定の公正かつ厳格な実施に関しては、前述のとおり本学が開設して4年が経過しようとしている段階であるため、未実施であり対象外である。【観点3-2-4-3】

【基準 3-2-5】

履修指導が適切に行われていること。

注釈：「履修指導」には、日々の履修指導のほか、入学者に対する薬学教育の全体像を俯瞰できるような導入ガイダンス、入学までの学習歴等に応じた履修指導、「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンス、留年生・卒業延期者に対する履修指導を含む。

〔現状〕

履修指導については、学期開始時に学年ごとに学修ガイダンスを実施している。(根拠資料・データ等：学習ガイダンス実施予定表とその資料) また、原級留置者に対しても履修指導及び生活面のガイダンスを行っている。(根拠資料・データ等：勉学勧告ガイダンス資料) さらに、各学生に割り当てられた担当教員(担任・チューター)が定期的に個別指導を実施している。

また、基礎実習科目の履修前には、各実習の対象学生向けにガイダンスを実施している。(根拠資料・データ等：基礎実習ガイダンス資料)

加えて、実務実習事前学習及び薬学実務実習の履修前には、適切な時期に対象者向けに「薬学実務実習に関するガイドライン」に基づいた実務実習ガイダンスを別途実施している。(根拠資料・データ等：実務実習事前学習ガイダンス資料、実務実習ガイダンス資料)

〔教育課程の実施に対する点検・評価〕

1) 【基準 3-2-1】

これまでに本学部で開講されている授業科目は、概ね次の4つに大別される：

- ・ 学習方法が講義・演習中心の授業科目
- ・ 知識と併せて実技・技能・態度などを学ぶ授業科目
- ・ 卒業研究(薬学研究)
- ・ 実務実習事前学習

薬学教育モデル・コアカリキュラムで定められているSB0の内容は、全て本学部授業の必修科目で網羅している。各SB0の特徴に鑑み、「知識」の到達目標については講義や演習形式で、「技能・態度」の到達目標については実習もしくはPBL・SGDといった学習方法を取り入れた演習形式で学習できるよう設定されている。

以上、本学部では学習目標の達成に適した学習方略が用いられているので、【観点3-2-1-1】を満たしている。

なお、本学部は今年2月下旬より来年度実務実習の第1期に入ったばかりのため、【観点3-2-1-2】に関しては評価の対象外である。

また、「技能・態度」のSB0に関する項目を到達目標に設定している科目については、各科目責任者が学習目標の達成を目指してアクティブラーニングを組み込んだ授業を展開している。これら科目では併せてルーブリックを用いたパフォーマンス

評価を導入し、学生の個々の達成度を測定しているので、【観点 3-2-1-3】を満たしている。

教育課程の編成については、薬学教育モデル・コアカリキュラムの項目全てが本学部必修講義科目によって網羅されていることが「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」によって示されている。これらの必修科目を含む全ての薬学教育関連科目と教育課程の編成及び実施に関する方針（CP）との関連性は、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより周知されている。前述のとおり、これらの開講科目はその関係する学習目標（SB0 項目）に適した学習方略で授業が進められていることがシラバスで明らかとなっている。したがって、【基準 3-2-1】を満たしている。

2) 【基準 3-2-2】

本学並びに本学部での成績評価の方法や基準は、湘南医療大学薬学部授業科目履修規程第 9 条及び第 11 条第 2 項や 2024 年度学生便覧によって規定されるとともに学生に公表されている。

また、個々の科目の成績評価の方法は全ての科目でシラバスに掲載されており、その内容は各学年の年度初めに行われる学修ガイダンスで周知されるとともに、各科目の最初の授業の際にも受講生に対して説明されており、【観点 3-2-2-1】を満たしている。

さらに、上記の薬学教育課程の実施に関する調査では、各科目の成績評価がシラバスに掲載された方法や基準に従って公正かつ厳格に行われているかについても確認した。その結果、全ての科目において、シラバスに記載した授業科目ごとに示す「成績評価の方法」に従い、公正に行われていることが確認されており、【観点 3-2-2-2】を満たしている。

学生が履修した科目の成績評価の結果は、科目名、単位数、評価及び GPA を履修年度ごとに学修システムで閲覧可能にしている。

成績発表後、学生が受けた科目の評価結果に疑義がある場合、成績評価の再調査を申し出るための異議申し立て期間を設けている。本件については年度ごとの学修ガイダンスでも履修の手引きを指し示しながら周知している。よって、【観点 3-2-2-3】を満たしている。

以上、各科目の成績評価は現状の対応で公正かつ厳格に行われていると判断できる。さらに、本学では定期試験ごとに教育課程の実施に関する報告を提出し、科目担当教員が成績評価を公正かつ厳密に実施していることを自己点検できる体制を整えている。したがって、【基準 3-2-2】を満たしている。

3) 【基準 3-2-3】

本学部では入学年度学生に配付する「学生便覧」に、進級判定基準や再履修、原級（進級条件を満たしていない等）した場合の取扱い等が記載されている。

これらについては年度初めに開催される学修ガイダンスで記載内容について学生に周知しており、常に確認するように呼びかけている。原級留置が決まった学生及び保証人に対しては、学年末に通知文を送り情報を共有するとともに、原級留置となった学生に対しては、年度初めのガイダンスで教務委員会委員による生活などに関する注意を行うほか、担当チューターが学修状況や生活状況について把握し、フォローアップしている。

なお、通常の学生と同様、原級留置生は上級学年対象の科目を条件付きで履修できることが学生便覧に明示されている。以上より、【観点 3-2-3-1】を満たしている。

各学年の進級判定については、教授会において、各学年のカリキュラム適用年度に応じた進級条件及び成績資料に基づき、公正かつ厳格に進級判定を行っている。また、原級留置が決定した場合は、当該学生及び保証人に対して書面により通知している。以上より、【観点 3-2-3-2】を満たしている。

以上、進級については現状の対応で公正かつ厳格に判定しているとともに、これらが正しく行われていることを「薬学自己点検・評価委員会」及び「教務委員会」により確認しているので、【基準 3-2-3】を満たしている。

4) 【基準 3-2-4】

本学部の卒業認定に関する方針、すなわち学位授与の方針（DP）については、本学 HP や学生便覧にも示されるとおり、本学部医療薬学科に 6 年以上在学し、教育理念を実現するため編成された授業科目を履修し、以下の能力を身に付けた上で、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、学士（薬学）の学位を授与すると定められている：

1. 社会的責任感と使命感、倫理観を有し、国際社会の発展に貢献できる
 - ・ 医療人として、豊かな人間性と幅広い教養
 - ・ 薬剤師として、人の命と健康な生活を護る高い倫理観、使命感の涵養
 - ・ 国際社会における様々な価値観についての理解と国際社会の発展に貢献できる力
2. 専門的な知識・技術を発揮することができる
 - ・ 高度化した医療に対応し得る薬学の基礎能力を有し、「薬学基礎」、「衛生薬学」、「医療薬学」、「薬学臨床」及び「実務実習」の学修を通じて、臨床応用に繋がる専門的な知識・技術を発揮する能力
 - ・ 正しい診療支援ができる能力
3. 地域の健康についての知識・教養を身につけている
 - ・ 地域の保健・医療・福祉・教養及び健康増進、公衆衛生についての知識・教養
 - ・ 超高齢社会における地域での慢性期医療と薬剤師の役割を考える多面的思考

力

4. 主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができる
 - ・ ものごとを探求し、客観的に分析する力、様々な情報を体系化して整理する力、それらをわかりやすく表現する力
 - ・ 実務実習の経験を通じた、主体性と多職種やチームで協働できるコミュニケーション力、実践力、課題解決能力
5. 生涯にわたり自主的に学び続けることができる
 - ・ 医療人として自ら新しく学び続けるために必要な、計画性と継続性、及び態度を形成する力

本学部のカリキュラムマップ及び「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」より、本学部必修講義科目の修得を含めた本学部の教育プログラムで定められた所定の単位数を修得することによって、上記 DP に定められている能力を身につけたものと判断し、卒業の認定並びに学士（薬学）の学位を授与すると定めている。また、卒業認定の判定基準は前述のとおり学修簿に記載されており、入学時の学修ガイダンスをはじめ、各学年の学修ガイダンスで説明を行っている。以上より、【観点 3-2-4-1】を満たしている。

前述のように、本学部では、カリキュラムマップ及び「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」より、本学部必修講義科目の修得を含めた本学部の教育プログラムで定められた所定の単位数を修得することによって、上記 DP に定められている「学生が身につけるべき資質・能力」を身につけたものと判断し、卒業認定を行うシステムを採用している。

しかし、卒業認定の判定において、卒業に必要な単位数の修得以外の、DP に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価に関する直接的かつ具体的項目は含まれていない。また、その実施についての方略もまだ定められていない。したがって、【観点 3-2-4-2】は完全には満たされていない。

卒業認定の公正かつ厳格な実施に関しては、前述のとおり本学が開設して 4 年が過ぎようとしている段階であるため、未実施であり対象外である。【観点 3-2-4-3】

以上を総括すると、現状の対応では現時点までの年次学生に対して、本学部は卒業時に公正かつ厳格に行うための判定基準を適切に設定するとともに在学学生に対してその情報を適宜示している。また、現在まではそれらに必要な情報を単位認定という形で集めている段階と考えられる。しかし、卒業認定の判定において、卒業に必要な単位数の修得以外の、「DP に掲げた学生が身につけるべき資質・能力の評価」に関する項目は含まれておらず、その実施についての具体的な方策もまだ定められていない。したがって【基準 3-2-4】については一部満たしているものの一部は未達である。

5)【基準 3-2-5】

履修指導に関しては、年度初めに、学年ごとに学修ガイダンスを実施している。原級留置生についても履修指導及び生活面におけるガイダンスを実施している。さらに、各学生に対応する担当教員（担任・チューター）が、定期的な指導を行っている。また、基礎系学生実習の履修前には、適切な時期に対象者向けのガイダンスを別途実施している。

加えて、実務実習事前学習及び薬学実務実習の履修前には、適切な時期に対象者向けに「薬学実務実習に関するガイドライン」を踏まえた実務実習ガイダンスを別途実施している。以上より、【基準 3-2-5】を満たしている。

<優れた点>

学生のモチベーション維持と能動的な学習を促進するために、講義形式だけでなく、反転授業、PBL、SGD、ロールプレイ、チュートリアル教育など、多様なアクティブ・ラーニング形式を取り入れている。また、演習や実習においては、ルーブリックを用いたパフォーマンス評価を導入し、学生個々の達成度をきめ細かく測定することで、より効果的な学習を促している。

グループ関連施設との連携による IES は、学生が早期から臨床現場に触れ、実践的な知識や技能を身につける上で非常に有効なシステムと考えられる。早期臨床体験実習から始まり、病院・薬局実務実習、そして後期臨床体験実習に至るまで、一貫した臨床教育プログラムを提供することで、即戦力として活躍できる薬剤師の育成を目指している。

「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」においては、概ね週 3 日、1 日 4 時間という十分な研究時間を確保し、学生が試験対策だけでなく研究活動に十分打ち込める環境を整備している。また、中間報告会で得られた指摘を踏まえて必要な追加実験を行い、最終的に卒業研究論文としてまとめるという段階的な研究プロセスは、学生の科学的思考力や問題解決能力を育む上で効果的であると考えられる。学部で統一されたルーブリックを用いた評価基準の導入も、公平かつ客観的な評価を可能にしている。

<改善を要する点>

アクティブ・ラーニングや PBL などの教育方法を「できるだけ多く取り入れている」としているが、これらの教育手法の導入割合や具体的な効果測定の方法が明確ではない。教育効果の検証と継続的な改善のサイクルを確立するために、これらの教育手法の効果を客観的に評価するシステムの構築が必要である。特に、学生の主体的学習態度や問題解決能力の向上についての定量的・定性的な評価方法を開発し、科目横断的に適用することが課題である。

卒業研究に関して、研究テーマの選定プロセスや研究の質を保証するための具体的な取り組みについての記述が不足している。研究室間での指導レベルの均質化や、

薬学教育の特性を踏まえた研究テーマ設定の指針など、質の高い研究活動を保証するための体制整備が求められる。また、卒業研究と実務実習との有機的な連携を図り、臨床現場での課題を研究テーマに反映させる仕組みの構築も課題としてあげられる。

進級条件に関して、「実習科目を除く必修科目の未修得単位数が累積6単位以内」という1年次から3年次までの条件が学生の学習進度に適切かどうかの継続的な検証が必要である。特に、低学年での未修得科目が高学年での学習に与える影響を分析し、必要に応じて補習プログラムなどの支援体制を拡充することも課題としてあげられる。

教育課程に組み込まれた必修科目や選択科目は多岐にわたり学生の能力を育成するために設計されているものの、選択科目の内容が一部で学生の多様な興味とニーズに対して十分にマッチしていない可能性がある。多様性を尊重した教育を進めるためには、選択科目の設計プロセスに学生のフィードバックを積極的に取り入れることが必要であり、そのような取り組みは学生の学習意欲の向上につながると期待できる。また選択科目においては、コミュニケーション能力や地域医療に関連するものが用意されているが、国際的な視野を広げる科目や異文化理解を深める科目が不足している可能性がある。国際化が進む医療現場で求められる知識とスキルを、より広くカバーする科目を提供することが求められる。

〔改善計画〕

アクティブ・ラーニングやPBLなど能動的に行う教育方法の比率やそれに伴う評価システムの構築、および臨床現場での課題を研究テーマに反映させる計画は、具体的に対応を担当する委員会で検討する。また、補習program等の学修支援体制計画については、教学側と管理運営側の連携を図り対応する。また、AC後には、教授会や教務委員会を中心に総合教育科目や薬学基礎科目など教育課程全般についてカリキュラムポリシーを検証し、改善を進めていく。

(3-3) 学修成果の評価

【基準 3-3-1】

学修成果の評価が、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に行われていること。

注釈：学修成果は、教育課程の修了時に学生が身につけるべき資質・能力を意味する。

【観点 3-3-1-1】 学生が身につけるべき資質・能力が、教育課程の進行に対応して評価されていること。

注釈：評価に際しては、教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて適切に評価計画（例えば教育課程の編成及び実施に関する方針に基づいて設定したカリキュラムに則った教育の実施により、いつ、どのような方法で測定するか）の計画）が策定されていることが望ましい。

【観点 3-3-1-2】 実務実習を履修するために必要な資質・能力が、薬学共用試験（CBT及びOSCE）を通じて確認されていること。

注釈：実務実習を行うために必要な資質・能力を修得していることが、薬学共用試験センターの提示した基準点に基づいて確認されていること。薬学共用試験（CBT及びOSCE）の実施時期、実施方法、合格者数及び合格基準が公表されていること。

【観点 3-3-1-3】 学修成果の評価結果が、教育課程の編成及び実施の改善・向上に活用されていること。

〔現状〕

先の項目ですでに示したとおり、本学部教育課程の編成については、薬学教育モデル・コアカリキュラムの項目全てが本学部必修科目によって網羅されていることが「薬学教育モデル・コアカリキュラム授業科目の対比表」によって示されている。また、これらの必修科目を含む全ての薬学教育関連科目とCPとの関連性やその体系的性及び科目の順次性がカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーにより示され、周知されている。これらの開講科目はその関係する学習目標（SB0 項目）に適した学習方略で授業が進められていることがシラバスで明らかとなっている。

したがって、本学部の薬学教育カリキュラムは、DPに基づいたCPに従って科目の順次性や系統性をもって体系的に整理されており、この薬学教育プログラムを履修し単位取得後、各学年の進級要件を満たすことで、「学生が身につけるべき資質・能力」が教育課程の進行に対応して評価されているといえる。

また、5年次進級判定時において、実務実習事前学習のSB0sを達成していること、及び4年次までに修得すべき全科目の評点を確認しており、実務実習前までに身に

つけるべき資質・能力を全て修得していることを確認している。(根拠資料・データ等:実務実習事前学習評価表、薬学基礎総論評価表)

ただ、これら評価結果は、通常の授業科目の単位取得及びその成績評価に由来するものであり、DPで示されている「学生が身につけるべき資質・能力」について教育課程の進行に対応して直接的に評価しているものとはいえない。【観点3-3-1-1】

本学部の2024年度のOSCE本試験は2024年12月8日(日)に実施した。OSCEは、薬学部棟2階の水剤外用台室、散剤錠剤調剤室、外来相談室、フィジコ多目的待機室などを利用した。6ステーション3レーンを薬学共用試験センターの指針に沿って作成し、学生のステーション間の移動には特に配慮し、学生同士が接触しないように工夫した。また、評価者については、公正性を確保するため本学部教員の他に学外の病院・薬局の薬剤師で構成した。患者役は、事前に講習を受講した模擬患者(SP)に依頼した。

また、CBT本試験は2025年1月11日(土)に実施し、薬学部棟2階の情報処理実習室を試験会場とした。実施にあたっては、不正行為などの問題が起こらないように、薬学共用試験センターからの注意を遵守しながら実施した。

CBT及びOSCEの試験結果は、薬学共用試験センターの合格基準を確認し、当該合格基準(CBTは正答率60%以上、OSCEにおいては細目評価70%以上かつ概略評価5以上)を満たしている。薬学科の薬学共用試験の実施時期、合格者数及び合格基準は大学のHPにて2025年4月1日に公開した。【観点3-3-1-2】

本学では学修成果に対する評価の方針、すなわち、アセスメント・ポリシーが制定されている。(根拠資料・データ等:学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、<https://sums.ac.jp/html/disclosure/02/04/>)これは、湘南医療大学における教育活動の改善・充実を図ることを目的として、3つの方針(DP、CP、AP)に基づく各種の取り組み状況について、学位授与の方針に定める学生が修得すべき資質・能力等に対して、大学全体(機関)、教育課程(学部・学科等)、授業科目のレベル別に把握・測定し、その達成状況を評価・検証するものである。本学では全学又は各学部・学科及び大学院ごとに成果指標項目が定められている。

「授業に関するアンケート」は全学FD委員会により授業のより一層の改善を図ることを目的として、学期ごと、科目ごとに教員が学生に対して実施している。(根拠資料・データ等:授業アンケート)授業アンケートは、学生に対してスマートフォンもしくはPCの持参を指示し、回答率の維持のため、講義終了前の時間を利用して。参考資料に示すように、授業アンケートでは授業の進め方・教え方、授業の構成・展開、学習意欲などについて様々な設問を用意することで、正確な授業評価を心がけている。さらに、自由記載の項目を設けることで、より具体的な授業に関する感想や意見が講義担当に届くように工夫している。

アンケート結果は、前期終了後と後期終了後に集計し、詳細に解析した後、開示することで各教員にフィードバックしている。また、FD委員会で授業アンケートの結果を審議し、教育課程の編成及び実施の改善・向上に役立てている。授業アンケ

ートの結果、FD 委員会により授業実施法の改善が必要と判断した場合には、具体的な改善策や実施時期を記載した教育改善報告書の提出を当該授業担当教員に求める。以上のように、本アンケートは、学生目線からの観点で教育課程の改善・向上に極めて効果的に機能している。

また、このアセスメント・ポリシーに挙げられてはいないが、各科目では成績判定終了後、成績判定における合格者数と合格率、教育効果の測定結果（成績評価の結果）とその比率、成績評価への取り組みや教育改善への取組み、再試験への対応に関する自己点検及びその考察について取りまとめた「教育効果測定結果報告書」を全学 FD 委員会に提出することが義務付けられている。この記載及びその後開催される全学 FD 委員会による改善報告命令等により、教員目線からの観点で教育課程の改善・向上に極めて効果的に機能している。

しかし、これら成果指標として挙げられている項目を組み入れた、アセスメント・ポリシーで定められている「学修成果に対する評価制度」は、本学部ではまだ設置されていない。

〔学修成果の評価に対する点検・評価〕

本学部における学修成果の評価体制は、薬学教育モデル・コアカリキュラムの枠組みを基盤として構築されており、全ての SB0 項目が必修科目によって網羅されている。また、カリキュラムマップ及びカリキュラムツリーによって科目間の関連性や順次性が明示され、学生が体系的に学習できる環境が整備されている。各科目では学習目標に適した学習方略がシラバスに明示され、それに基づいた授業が展開されている。

進級判定においては、各学年で設定された要件を満たすことで、教育課程の進行に応じた学修成果の評価が一定程度なされている。特に 5 年次進級時には実務実習事前学習の SB0s の達成状況と 4 年次までの全科目の評点を確認することで、実務実習前に身につけるべき資質・能力の修得を確認する仕組みが機能していると言える。

薬学共用試験については、それぞれ適切に実施され、薬学共用試験センターの定める合格基準を満たしている点は適正である。特に OSCE においては、公正性を確保するために学外の薬剤師を評価者に加え、模擬患者も活用するなど、客観的な評価への配慮がなされている。

しかしながら、現状の学修成果評価にはいくつかの重要な課題がある。最も重要な点として、DP に示されている「学生が身につけるべき資質・能力」について、直接的に評価する仕組みが確立されていないことが挙げられる。現在の評価は主に各授業科目の単位取得とその成績評価に依存しており、DP に定める能力の総合的な達成度を測定する体系的な方法が不足している。

本学では全学的なアセスメント・ポリシーが制定され、学部ごとに成果指標項目が定められているものの、これらを組み入れた「学修成果に対する評価制度」

が本学部ではまだ設置されていない点は早急に改善すべき課題である。現在実施されている「授業に関するアンケート」や「教育効果測定結果報告書」は、個別科目レベルでの教育改善には寄与しているものの、教育課程全体を通した学修成果の評価としては不十分であるといえる。

また、学修成果の評価においては、知識・技能・態度の側面をバランスよく評価することが重要であるが、現状では知識面の評価に重点が置かれる傾向があり、態度や医療人としての資質といった側面を客観的に評価する仕組みの充実が望まれる。特に、「国際社会の発展に貢献できる」「主体的に考え、他者と協調して行動し、発信することができる」「生涯にわたり自主的に学び続けることができる」といった DP に掲げられた能力の達成度を測定する具体的な評価指標の開発が必要である。

今後は、科目単位の評価に加えて、学年横断的・縦断的な観点から DP に定める能力の達成度を総合的に評価するシステムの構築が求められる。例えば、ポートフォリオ評価やルーブリック評価の拡充、教育課程全体を通した学修成果の可視化など、多面的な評価方法の導入が望ましい。また、卒業時の総括的評価だけでなく、各学年における形成的評価の充実も重要である。これらの取り組みを通じて、学生自身が自己の成長を実感しながら学修を進められる環境を整備することが、本学部の教育の質向上に寄与するといえる。

さらに、評価結果を教育課程や授業改善に適切にフィードバックする仕組みも必要である。教員間で評価結果や学生の学習状況に関する情報を共有し、授業内容や方法の改善につなげることで、より効果的な教育を提供できるようになる。学生自身による自己評価を取り入れることも、主体的な学習意欲を高め、自己成長を促す上で有効であると考えられる。

総合的に見ると、【基準 3-3-1】は概ねを満たしているものの、DP で示された資質・能力を総合的に評価するシステムとしては、まだ発展途上であると言える。今後は、アセスメント・ポリシーに基づいた評価制度を構築し、学生の成長を多面的かつ段階的に評価することで、より質の高い薬学教育の実現を目指していく必要がある。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

DP に示されている「学生が身につけるべき資質・能力」を直接的に評価する仕組みが確立されていない。現状では、個別の授業科目の単位取得とその成績評価に依存した間接的な評価に留まっており、DP に定める能力が真に身につけているかを体系的に測定するシステムを構築する必要がある。特に「社会的責任感と使命感、倫理観」「主体的思考力」「生涯学習能力」といった、単なる知識習得を超えた資質についての評価方法の開発が急務である。

[改善計画]

今後、定期的に教務委員会で検討を行っていく。

4 学生の受入れ

【基準 4-1】

入学者（編入学を含む）の資質・能力が、入学者の受入れに関する方針に基づいて適切に評価されていること。

【観点 4-1-1】入学者の評価と受入れの決定が、責任ある体制の下で適切に行われていること。

【観点 4-1-2】学力の3要素が、多面的・総合的に評価されていること。

注釈：「学力の3要素」とは、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度を指す。

【観点 4-1-3】医療人を目指す者としての資質・能力を評価するための工夫がなされていること。

【観点 4-1-4】入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の機会を提供していること。

注釈：「合理的な配慮」とは、障がいのある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある方に対し、負担になり過ぎない範囲で、個別の状況に応じて行われる配慮を指す。

【観点 4-1-5】入学者の資質・能力について検証され、その結果に基づき必要に応じて入学者受入れの改善・向上等が図られていること。

注釈：学力の3要素に対応した試験方式の見直しのほか、入学後の進路変更指導等も含む。

〔現状〕

本学部のAPは以下に示す項目であり、大学案内やHPで明示するだけでなく、直接説明する機会として受験者及びその保護者を対象としたオープンキャンパス、入試対策説明会、高校教員説明会を複数回開催して丁寧に説明を行っている。さらに、開設当初より教員及び入試・広報の職員が、神奈川県下・東京都・山梨県・静岡県の高등학교を中心に個別に訪問し、詳細な情報提供を行っている。

<AP>

本学部は、理念及び教育目的に共感し、本学の伝統を受け継ぎ、自ら興味や関心をもって主体的に学び、薬学の専門職業人になるという強い意志を有して成長できる医療人の養成を目指し、本学部が求める資質、能力、意欲を持ち、互いの価値観を尊重し、協働できる以下の資質を身につけた学生を求める。

知識・技能

- 1) 高等学校の教育内容を幅広く学修している
- 2) 薬学の知識・技術を修得するために必要な基礎学力を有する人

大学で薬学を学ぶためには、高等学校において「生物」「化学」「数学」「英語」

の基礎学力を確実に身につけておく必要がある。

思考・判断・表現

- 3) 基礎学力を応用する力やものごとを理論的に思考する力を有する人
- 4) 地域社会の諸問題や薬学への深い関心・興味を持ち、それらについて自らの考えを表現する力を有する人
- 5) 豊かな人間性、高い倫理観を持ち、自主的に社会貢献できる人

主体性・多様性・協働性

- 6) 多様性を尊重し、意見の異なる人々と協調し、コミュニケーション能力を高めたいと望む人
- 7) 主体的に課題を発見し、問題解決に向けて意欲的に行動できる人
- 8) 自己管理能力に優れた人

<選抜体制>

本学部では、上記のAPに基づく入学者受け入れのために、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜の方法での入学者選抜を実施している。入学者選抜にあたっては、入試に関する事項の検討から合否判定に至るまで、大学設置基準第2条の2及び大学入学者選抜実施要項の規定に基づき、入学試験実施本部を設置している。学長の指示の下、大学全体が一体となり入試業務を行い、入学者の選抜では、学長の諮問に基づき入試判定会議で合否を審議し、入試決定会議（教授会）にて学長が決定している。（根拠資料・データ等：大学設置基準、薬学部・大学入学者選抜・学生募集要項、入学者選抜・試験監督要領）【観点 4-1-1】

<選抜方法>

前述のとおり、本学部ではAPに基づく入学者受け入れのために、総合型選抜、学校推薦型選抜（一般公募型、指定校型）、一般選抜（個別試験型、大学入学共通テスト利用型）の方法で選抜を実施している。また、同様に2年次編入試験も実施している（2024年度現在）。選抜区分と募集人員を示す。

表. 選抜区分と募集人数（2021～2024年度入試）	
選抜区分	内訳
総合型選抜	15人
学校推薦型選抜 (一般公募型、指定校型)	65人
一般選抜 (個別試験選抜、大学入試共通テスト利用選抜)	50人
合計	130人

入学試験は、入学試験実施本部を設置し、あらかじめ委嘱された教員が各試験室の

責任者となり試験監督の教員とともに監督業務を行っている。入試業務には、監督要領、実施マニュアルを作成し、各入学試験の前に、重要事項の確認、入念な打ち合わせを行い、公平・公正な入試を実施している。

1) 総合型選抜では、学力検査に加えて小論文、面接、及び調査書の内容を加味し、本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価している。

＜評価基準＞

- ・基礎学力試験：化学基礎・化学の科目に関する筆記試験により基礎的知識・技能を備えていることを評価する。100点
 - ・小論文：学ぶために必要な論理的思考能力、文章表現力などを評価する。30点
 - ・個人面接：本学部への興味・関心・動機などの質問に対する対応を通じて、知識、判断力、表現力、情熱などを総合的に評価する。10点
 - ・調査書：調査書：高校での諸活動と課外活動、学校外での諸活動、資格取得などの状況から、多面的・総合的に学力の3要素を評価する。10点
- 合計150点満点で総合的に受験生を評価している。

2) 学校推薦型選抜（一般公募型）では、学力検査に加えて面接及び調査書や志願者本人が提出する資料等を活用して、総合型選抜と同様に、本学での学びに必要な学力を多面的・総合的に評価している。出願要件については、高等学校もしくは中等教育学校を2025年3月に卒業見込みの者で、出身学校長が責任をもって推薦できる者とする。

＜評価基準＞

- ・基礎学力試験：化学基礎・化学の科目に関する筆記試験により基礎的知識・技能を備えていることを評価する。100点
 - ・個人面接：本学部への興味・関心・動機などの質問に対する対応を通じて、知識、判断力、表現力、情熱などを総合的に評価する。10点
 - ・調査書：高校での諸活動と課外活動、学校外での諸活動、資格取得などの状況から、多面的・総合的に学力の3要素を評価する。10点
- 合計120点満点で総合的に受験生を評価している。

3) 学校推薦型選抜（指定校型）では、面接及び調査書や志願者本人が提出する資料等を活用して、本学での学びに必要な学力を多面的・総合的に評価している。出願要件については、高等学校の教科の評定平均値が一定水準以上であり、出身学校長が責任をもって推薦できる者とする。

＜評価基準＞

- ・個人面接：個人面接：本学部への興味・関心・動機などの質問に対する対応を通じて、知識、判断力、表現力、情熱などを総合的に評価する。10点

・調査書：調査書：高校での諸活動と課外活動、学校外での諸活動、資格取得などの状況から、多面的・総合的に学力の3要素を評価する。10点
合計20点満点で総合的に受験生を評価している。

4) 一般選抜（個別試験型）では、個別学力検査によって本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」など幅広い基礎学力を評価するとともに、調査書や志願者本人が提出する資料等を参考として総合的に評価している。

＜評価基準＞

・基礎学力試験：化学基礎・化学の科目に関する筆記試験を必須科目試験、数学（数学Ⅰ・Ⅱ・A・B）か英語（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、論理・表現Ⅰ）の内、選択した1科目の筆記試験を選択科目試験として評価する。各100点
合計200点満点で総合的に受験生を評価している。

なお、選択科目の英語については、2022年1月以降に取得した本学が指定した英語外部試験（ケンブリッジ英語検定、実用英語技能検定、GTEC、TEAP、TOEIC）において、本学が指定した基準を満たす場合は、英語試験の免除又は点数換算をすることができる。（根拠資料・データ等：薬学部・大学入学者選抜・学生募集要項）【観点 4-1-3】

5) 一般選抜（大学入学共通テスト利用型）では、本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」など幅広い基礎学力を評価している。

＜評価基準＞

・基礎学力試験：理科（化学）を必須科目試験とし、数学①、数学②、理科（物理）、理科（生物）、外国語（英語・リーディング）の内、選択した1科目を選択科目試験として評価する。各100点
合計200点満点で総合的に受験生を評価している。

6) 2年次編入試験では、2年次の学生数が収容定員を満たしていない場合に、学力検査に加えて志望理由書、面接、及び志願者本人が提出する資料等を参考として本学での学びに必要な「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等の能力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に評価している。

＜評価基準＞

・基礎学力試験：化学基礎・化学の科目に関する筆記試験により基礎的知識・技能を備えていることを評価する。100点
・個人面接：本学部への興味・関心・動機などの質問に対する対応を通じて、知識、判断力、表現力、情熱などを総合的に評価する。20点
合計120点満点で総合的に受験生を評価している。

（根拠資料・データ等：薬学部・大学入学者選抜・学生募集要項）【観点 4-1-2】

＜受験上及び就学上の配慮を必要とする者への公平な入学者選抜＞

入学者選抜の実施にあたって、疾病又は身体に障害のある受験予定者に対して、合理的な配慮を行っている。学生募集要項に情報を記載するなど、出願前に事前相談（窓口：入試広報）を受け付けており、他の受験生に比べて不利にならないような受験機会を与える体制を整備している。

（根拠資料・データ等：薬学部・大学入学者選抜・学生募集要項）【観点 4-1-4】

本学部では、完成年度までは基本的な入学制度は堅持しつつ、より質の高い入学制度に昇華するため、入試委員会、教育センターが中心となり、入学制度別に入学後の学業成績や様々な活動状況を検証している。その成果をもとに、本学部のAPに沿った学生が入学してきているか否かを見極め、入試委員会にてより質の高い入学制度への改善策を立案し、本学部運営管理会議及び教授会にて審議し、最終的に学長が決定して導入している。（根拠資料・データ等：薬学部運営管理会議議事録、薬学部教授会議事録）【観点 4-1-5】

【基準 4-2】

入学者数が入学定員数と乖離していないこと。

【観点 4-2-1】最近6年間の入学者数が入学定員数を大きく上回っていないこと。

【観点 4-2-2】入学者数の適切性について検証が行われ、必要に応じて改善が図られていること。

〔現状〕

2020年10月の設置認可となった本学部は、定員130名の6年制薬学科のみを設置しており、2021年度の入学者を迎えて以来4年が経過した。これまでの入学者受入数は下表に示すとおりで、昨年度を除き年々志願者数は増加したものの、全ての年度において定員を充足していない。定員を下回った主な原因は、本学部設置の認知度が依然として低いことであり、特に学校推薦型選抜、指定校型選抜では実績がないために選択されにくいと考えられる。また、2024年度に志願者数及び入学者数が減少した主な原因は、少子化による受験人口の減少の状況下で新たに本学部が設置されたことにあると考えている。【観点 4-2-1】

表. 志願者・入学者の推移（入学定員130名）			
入学年度	志願者数	入学者数	入学者/定員
2021	111人	36人	0.28
2022	192人	66人	0.51
2023	243人	79人	0.61
2024	151人	62人	0.48

入学者受入数については、毎年、試験制度ごとに入学手続率、入学率を勘案し、入試委員会において検討し、教授会を経て、学長判断により決定している。しかし、定員に満たない現状では、入学率を適切に予測して入学者数を入学定員数どおりに確保することは容易ではない。各試験区分の定員見直しなどを行うとともに、授業料の全額又は半額免除となる特待生制度の導入を行い、受験生の学費負担を軽減し優秀な学生の確保を積極的に進めていく。【観点 4-2-2】

〔学生の受入れに対する点検・評価〕

入試委員会が策定した入試区分と実施方法、その定員に関する案及び入学試験実施後の入学者受け入れ案については、学長と入試委員会において審議の上決定されており、責任ある体制の下で適切に行われている。また、全ての選抜入学試験は本学部全教員及び本学事務職員の協力のもとに円滑に運営され、公平かつ公正に実施されている。

選抜入試においては学力の三要素を適切に評価しており、多面的、総合的な評価を行っている。医療への貢献に対する意欲や医療従事者としての適性等を判断し、医療従事者として相応しい人材の選抜を行うために、総合型選抜では論述試験（小論文）、面接試験（個人面接）、及び書類審査（調査書）を課し、学校推薦型選抜では面接試験（個人面接）と書類審査（調査書）を課している。これらの評価方法により医療人を目指す者としての資質・能力の評価を行っている。入学を希望する者への合理的な配慮について募集要項に記載しており、公平な入学者選抜の機会を提供している。選抜入試による基礎学力の評価後、入学前教育とプレイスメントテストを行い、選抜入試により学力の差が生じていないかを確認し、入学者受入れの改善・向上等を図っている。以上により【基準 4-1】に適合している。

一方、上述のように、入学者数は開設以来定員割れの状況になっている。その改善に向けて多面的な取り組みを毎年度行っているが、解決には至っていない。以上のことから、【基準 4-2】には適合しているとは言いがたい。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

2021 年度の学部開設以来定員割れの状況が続いているので、志願者数を増やして定員割れを回避する必要がある。

[改善計画]

定員割れの状況を鑑み、2024 年度入試から、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜入試において、優秀な成績で合格し、入学した場合には学費の全額あるいは半額免除特待生制度を設けている。この制度により、今後、本学部への入学を希望する受験生の確保に努める。また、特定の優秀な学生をターゲットとする特待生制度を残しつつ、一方、2026 年度入学生から、学部全体のイメージを改善し、より多くの入学希望者を引きつける可能性を求め、年間学費を 169 万円に減額する。引き続き本学入試広報室を中心に、オープンキャンパス、高校訪問、出前講義、高大接続事業等を行い、受験生や高校とのさらなる関係構築に取り組む。

5 教員組織・職員組織

【基準 5-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な教員組織が整備されていること。

【観点 5-1-1】教育研究活動の実施に必要な教員組織の編成方針を定めていること。

【観点 5-1-2】専任教員数については法令に定められている数以上であること。また、教授、准教授、講師、助教の人数比率及び年齢構成が適切であること。

注釈：教授は大学設置基準に定める専任教員数の半数以上

【観点 5-1-3】1名の専任教員に対して学生数が10名以内であることが望ましい。

【観点 5-1-4】専門分野について、教育上及び研究上の優れた実績を有する者、又は優れた知識・経験及び高度の技術・技能を有する者のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関する教育上の指導能力と高い見識があると認められる者が、専任教員として配置されていること。

【観点 5-1-5】カリキュラムにおいて重要と位置付けた科目には、原則として専任の教授又は准教授が配置されていること。

【観点 5-1-6】教員の採用及び昇任が、適切な規程に基づいて行われていること。

【観点 5-1-7】教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するために、次世代を担う教員の養成に努めていること。

〔現状〕

本学部は、地域医療の多様な臨床現場において活躍できる総合力を備えた人材として、研究マインドと臨床実践能力を併せ持つ薬剤師の育成を目指している。そのために、基礎から臨床薬学にわたる十分な教育経験と研究能力を備えた教員及び薬剤師実務において豊富な実践能力を有する実務家教員（臨床系教員）によって教員組織を編成している。

薬学部の開設年度である令和3年度の専任教員数は22名で組織し、授業科目の開講に合わせ、段階的に配置し、令和7年3月現在42名の専任教員（うち、教授21人）を、教育・研究分野ごとに研究室制で構成している。

研究室は、教授、准教授、講師、又は助教の2名を基準とし、教員の年齢構成には十分配慮し、若手教員からベテラン教員までバランスよく配置することを基本としている。

オープンラボ体制の研究室では、教育・研究上の連携体制を築き、教員・研究員同士の交流が促進されるように工夫している。また、教育上でも教育センターが中心となって研究室間の連携協力関係を強化し、一体的な取り組みができるようにしている。加えて、薬学実務教育及び実務実習等の充実を図るため、合計10名の実務

家専任教員を配置している。

上記教員組織の編成及び教員配置の考え方のもとに、本学が目指す教育・研究を
実践するために、以下、7学系を編成する。

①「薬学基礎系」、②「生命医科学系」、③「医療薬学系」、④「環境・社会薬学系」、
⑤「実習センター」、⑥「薬学実務実習センター」及び⑦「教育センター」とし、各
学系には、十分な研究業績と教育指導能力を有する専任教員を配置する。

①「薬学基礎系」は、薬品物理化学、薬品分析化学、薬化学、薬品製造化学、天然
物化学の5分野・研究室で構成し、教授5名、講師3名、助教1名を配置している
(欠員助手1名)。基礎薬学系教員は、該当する専門領域の薬や化学物質にかかわる
物理系基礎薬学及び化学系基礎薬学の科目の授業、及び関連領域の研究を担当する。

②「生命医科学系」は、微生物・免疫学、感染制御学、機能形態・病理学、生化学、
臨床医学の5分野・研究室で構成し、教授6名、准教授2名、講師1名、助教1
名を配置している(欠員1名)。同学系教員は、生物系基礎薬学(生体成分、生命
現象、生体機能の調節、生体防御と微生物)の科目の授業、及び関連領域の研究
を担当する。

③「医療薬学系」は、薬理学分野(薬理学、臨床薬理学)、薬物治療学、疾病治療学、
薬物動態学、医療薬剤学分野(臨床薬剤学、医薬品情報解析学)の5分野・研究
室で構成し、教授8名、准教授2名、講師2名、助教1名を配置する(欠員1名)。
同学系教員は、医療薬学(薬の作用・体内動態・製剤)及び疾病治療学(各種疾
患の薬物療法に直結する病態、薬物治療、患者情報やチーム医療等)の科目の授
業、及び関連領域の研究を担当する。

④「環境・社会薬学系」は、医療社会学部分野(地域社会薬学、薬剤疫学・医療経
済学)、環境衛生薬学の2分野・研究室で構成し、教授1名、准教授2名、助教1
名を配置する。同学系教員は、薬学と社会(薬剤師に必要な使命感、責任感及び
倫理観の醸成、地域の保健、医療、福祉、及び教育に対する薬剤師機能や地域薬
局機能等)及び衛生薬学(人々の健康・公衆衛生、生活環境・環境保全)の科目
の授業及び関連領域の研究を担当する。

⑤「実習センター」に配置する教員1名は講師である。薬学基礎、衛生薬学及び医
療薬学の関連実習(生物系、化学系、物理系、医療系など11科目の基礎実習)に
ついて各専門研究室と共同で教材の作成及び実習指導などに関わる。

⑥「薬学実務実習センター」に配置する教員 2 名は准教授及び講師である。薬学臨床の早期臨床体験実習、実務実習事前学習、後期臨床体験実習、OSCE 及び病院・薬局実務実習を担当する。

⑦「教育センター」に、教授 1 名及び専任教員 1 名を置き、学生に対する修学支援、教育プログラムの有効性に関する科学的な検証、改善・充実に向けた科学的アプローチ及び CBT・薬剤師国家試験対策を行う。

また、本学部は、グローバル化が進む医療分野での課題に向き合うために必要な視点と語学力を伸ばすために、英語の専任教員 1 名を教育センターに配置して、医療従事者として必要な生きた語学教育を推進している。【観点 5-1-1】

本学部の収容定員は 780 人である。大学設置基準に定められている本学部の教員数は、学部に係る基幹教員数 30 人(内、教授 15 人、内、実務家教員 5 人)である。加えて、大学収容定員に係る教員のうち、薬学部基幹教員数を 12 人配分し、計 42 人としている。

令和 7 年 3 月 31 日現在、本学部の専任教員数は 42 名であるため、基準を満たしている。その専任教員構成は、教授 21 名(50%)准教授 8 名(19%)講師 9 名(21.5%)助教 4 名(9.5%)であり、教授数も基準を満たしている。

教授の年齢構成は、教授 40 歳代 2 名、50 歳代 6 名、60-64 歳 2 名、65-69 歳 4 名、70 歳代 7 名で、平均年齢 63.7 歳である。

また、教授以外の年齢構成は、30 歳代 5 名、40 歳代 9 名、50 歳代 4 名、60-64 歳 1 名、65-69 歳 1 名である。平均年齢は、准教授 53.5 歳、講師 41 歳、助教 38 歳である。

なお、実務家教員の構成は、教授 4 名、准教授 3 名、講師 2 名、助教 1 名であり、基準を満たしている。【観点 5-1-2】

令和 7 年 3 月 31 日現在の学生数(1 年-4 年生)は、224 名である。専任教員数 42 名であるため、1 名の専任教員に対して学生数は 5.3 名であり、10 名以内となっている。【観点 5-1-3】

本学の専任教員採用にあたっては、大学設置基準第四章教員の基準にある各条項及び「湘南医療大学常勤教職員の採用及び昇任に関する規程」及び「湘南医療大学常勤教育職員採用基準規程」に則り、以下の内容を満たす者を選考の上、適任者を配置している。

1. 教育上及び研究上の実績

ア 著書、学術論文の発表、学会等での発表など、専門分野において優れた研究業績を有する者。

イ 教育機関における指導経験を有し、教育課程編成や教材開発等の実績を有する者。

2. 知識・経験及び技術・技能

ア 実務経験を有し、専門分野において高度な知識・技能を持ち、かつ、教育

指導経験（臨床教育含む）がある者。

イ 資格免許、表彰などを取得し、その専門分野における高度な専門性を証明できる者。

3. 教育上の指導能力と高い見識

ア 教育方法の工夫、学生指導の実績があり、本学の理念を理解し実践できる者。

イ 社会的要請に応じた教育が提供できる高い見識と、教育の質向上に意欲を持つ者。

なお、本学部では、6年制薬学教育のもとで、モデル・コアカリキュラムの基本理念に則り、教育を実施している。そのうち、「基本的事項・薬学と社会」の早期臨床体験実習、後期臨床体験実習及び「薬学臨床」での薬学実務実習（事前事後含む）を担当する教員には、実務経験豊富な「実務家教員」を配置している。また、薬学入門、倫理学、コミュニケーション論、薬物治療学、医療安全管理、医薬品情報学、地域包括医療論、コミュニティーファーマシー、セルフメデュケーションは、臨床経験を活かした授業を展開するため、全部又は一部を教授する担当にも実務家教員を配置している。

本学では、上記を満たした専任教員を適切に配置し、教育の質を保証するとともに、専門職業人の養成に努めている。【観点 5-1-4】

本学部では、教育の質を確保し、学修学習成果が最大限発揮されるために、下記の理由により重要科目には教授又は准教授を配置しています。

1. 専門性の高い教育：教授又は准教授は、それぞれの分野で深い知識と経験を持ち、学生に対して高度な専門性を提供できる。
2. 貫性のある指導：教授又は准教授は担当科目内容の一貫性が保つことができ、学生の学修過程を継続的にサポートすることできる。
3. 研究活動との連携：教授や准教授は研究活動を通じて最新の知識や技術を得ており、それを教育に反映させることで、学生に最新の情報を提供することできる。

以上のように、本学部では教育の質を向上させるために、重要科目には教授又は准教授を配置している。今後もこの方針を継続し、学生の成長と学問の発展に貢献する。

薬や生命に関する基礎科学を学ぶ主要科目（実習演習除く）担当者の職位を（ ）に記載。

- ・ 薬学入門（教授・学部長）
- ・ 物理化学（教授）
- ・ 分析化学（教授）
- ・ 有機化学（教授）
- ・ 生化学（准教授）
- ・ 生理学（教授）

- ・ 免疫学(教授)
- ・ 微生物学(教授)
- ・ 薬理学(教授)
- ・ 薬物治療学(教授及び准教授)
- ・ 衛生化学(准教授)
- ・ 薬剤学(教授)
- ・ 病理学概論(教授・オムニバス科目)
- ・ 症候・診断学(教授・オムニバス科目)

臨床能力を磨く主要科目(実習演習除く) 担当者の職位を () に記載。

- ・ 調剤学(教授)
- ・ コミュニティーファーマシー(准教授)
- ・ レギュラトリーサイエンス(教授)
- ・ セルフメディケーション(准教授)

【観点 5-1-5】

本学は、教員の採用及び昇任に関して、公正かつ適正な手続きを確保するため、「湘南医療大学常勤教職員の採用及び昇任に関する規程」、「湘南医療大学常勤教育職員採用基準規程」及び「湘南医療大学常勤教育職員昇任基準規程」に基づき運用している。

採用にあたっては、職務遂行能力、教育・研究業績、人格・適性などを総合的に判断し、厳正な選考を実施している。また、昇任についても、規程に定められた基準に基づき、業績評価や貢献度の審査を経て、公平な判定を行っています。諸手続きを経て、教員の資質向上を図り、教育の質の維持・向上に努めている。

完成年度（AC 期間終了）後には、定年による教員の退職に伴う後任の教員採用は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化に支障なく継続的に発展できるように職位、年齢等を十分に考慮して、学部の円滑な運営を維持できるよう人事計画に基づき補充する。この他、大学運営上引き続き勤務させる必要があると認めた定年退職教員については、特任教員等として勤務させることができる「特別任用教員に関する規程」が制定されている。【観点 5-1-6】

本学では、教育研究上の目的に沿った教育研究活動を継続するため、次世代を担う若手、中堅教員の育成、研鑽は重要であると考えている。研究水準の維持及び活性化を目的に科学研究費補助金をはじめとする外部研究資金の積極的な申請、獲得を促している。そのためには教員間の交流の促進が重要であり、教育・臨床経験豊富な教授が若手、中堅教員と共同で教育研究の活性化を図れるように各教員の教育研究能力の向上に協力している。研究資金としては、湘南医療大学個人研究費によって研究活動の支援を行っている。

また、教育研究に関する全体研修会も開催し、各教員の資質開発・向上の取り組み

みに対しても支援している。

1. 教育面に関しては、教員の教育力向上を目的に、授業の内容及び方法の改善活動をファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会を設置している。
FD活動は全教職員参加の2ヶ月に1回の頻度で開催される全額研修会で組織的に取り組まれており、教育活動上の有効な事例についての情報共有、効果の検討を実施している。
2. 研究面に関しては、科学研究費等の申請が行えるように研究環境を整備してサポートしている。また、本学内では、年2回医療・教育研究会と称して、研究成果を発表する場として定期的な研究発表会を開催し、教員同士の交流や研究力向上を促進している。【観点 5-1-7】

【基準 5-2】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動が、適切に行われていること。

【観点 5-2-1】教員の活動が、最近5年間における教育研究上の業績等で示され、公開されていること。

【観点 5-2-2】研究活動を行うための環境が整備されていること。

注釈：研究環境には、研究時間の確保、研究費の配分等が含まれる。

【観点 5-2-3】教育研究活動の向上を図るための組織的な取り組みが適切に行われていること。

注釈：組織的な取り組みとは、組織・体制の整備、授業評価アンケート等に基づく授業改善、ファカルティ・ディベロップメント等が含まれる。

【観点 5-2-4】薬剤師としての実務の経験を有する専任教員が、常に新しい医療に対応するために研鑽できる体制・制度の整備に努めていること。

【観点 5-2-5】教育研究活動の実施に必要な職員組織（教員以外の組織）が整備されていること。

〔現状〕

専任教員のティーチング・ポートフォリオや過去5年間における教育・研究上の業績等は、教員の教育・研究成果を社会に広く発信し、学術研究の促進及び教育実践の発展に寄与することを目的として、大学HPにおいて公開している。（根拠資料・データ等：<https://sums.ac.jp/html/department/pharmacy/>）【観点 5-2-1】

本学部の教育・研究は、本学部棟（地上8階地下1階建て）で行われている。本学部棟内には、講義室・実習室はもちろんのこと、図書室、情報処理実習室、動物実験室に加え、薬学総合プレ研究（4年次）や卒業研究（5・6年次）を行うためのオープンラボが3～8階に配置されている。オープンラボはスペースや機器類等の効率的な運用や研究室間でのコミュニケーションを図る狙いがある。以上のように、教育・研究を行う上で必要な設備は整っている。

本学では、教員の研究活動や学生の薬学総合プレ研究（4年次）及び卒業研究（5・6年次）を行うために以下のような組織編成となっている。4つの系（薬学基礎系、生命医科学系、医療薬学系、環境・社会薬学系）の下に20の研究室（薬品物理化学、薬品分析学、薬化学、薬品製造化学、微生物・免疫学、感染制御学、機能形態・病理学、生化学、臨床医学、薬理学、医薬品情報解析学、臨床薬剤学、疾病治療学、薬物動態学、薬物治療学、臨床薬理学、環境衛生薬学、地域社会薬学、薬剤疫学・医療経済学）が設置されている。

この20の研究室がオープンラボ1からオープンラボ7まで実験・研究を行っている。オープンラボは本学部の特徴であり、複数の研究室で共通のスペースを活用して研究を行う。これはスペースや機器類等の効率的な運用を図るとともに、研究室間でのコミュニケーションを促進する狙いがある。それぞれのオープンラボには実

験台、ドラフトチャンバー、クリーンベンチ、質量分析装置、高速液体クロマトグラフィー等の実験機器やセミナー室、自習室等も備え、教員と卒業研究生の実験スペースとして使用している。また、地下には核磁気共鳴装置（NMR）を装備した実験室も設置されている。

図書室は本学部棟 1 階にあり、研究に必要な書籍、雑誌、電子ジャーナルが整備されている。アクセスできるデータベースは 38 種類が整備されており、研究活動を支援している。

基本となる教育研究費は大学より支給される個人研究費である。また、各教員が獲得した科学研究費補助金（文部科学省、厚生労働省）や競争的資金、民間の研究助成金、共同研究費等の外部資金が充てられている。学内ネットワークや校舎内掲示板に研究助成金や海外グラント等の公募情報を掲載することで教員への情報提供を進め、積極的な外部資金獲得を喚起している。【観点 5-2-2】

本学部を含め、本学では教育研究活動の向上を図るため、「教育・研究の質的向上を目指す活動（FD）」、「教育の質を担保する大学運営充実のための活動（SD）」に力を入れている。本学では、「湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき FD 委員会を組織し、FD・SD 研修を行うために年間活動計画を立案し、大学教職員全員が 2 ヶ月に 1 度開催する全体研修会（大学部会）に参加している。また、8 月と 2 月には医療・教育研究会を実施し、大学教職員全員が 1 年間の成果報告を行っている。（根拠資料・データ等：湘南医療大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程、全体研修会プログラム、医療・教育研究会プログラム）

本学部独自に FD セミナー及びそれに準じる講演会を年度ごとに 2 回程度開催し、教育研究活動を行うにあたり必要な知見を紹介している（下表；薬学部主催 FD 関連セミナー一覧）。（根拠資料・データ等：各講演会の関連資料）

表．本学部主催 FD 関連セミナー一覧（2022 年度以降）

テーマ	演者	開催日
横浜市薬剤師会の薬学生向け実務実習研修会について	中里 裕之 氏 （横浜市薬剤師会 実務実習担当常務理事）	2024 年 9 月 11 日
科研費獲得の方法とポイント	塩田 清二 教授 曾川 甲子郎 助教 （湘南医療大学薬学部）	2024 年 7 月 24 日
知識構成型ジグソー法の実践例～授業と国家試験対策での紹介～	中村 壽志 講師 （湘南医療大学保健医療学部リハビリテーション学科）	2024 年 5 月 29 日
臨床実習にまつわるあれ	久保田 充明 氏	2023 年 10 月 25 日

これ	(神奈川県薬剤師会 常務理事)	
薬学教育モデル・コアカリキュラム改訂のポイント	小佐野 博史 名誉教授 (帝京大学薬学部)	2023 年 7 月 24 日
学生がやる気をなくす瞬間	湯本 哲郎 教授 (湘南医療大学薬学部) 伊藤 由香里 氏 (Office ファーマシスト キャリア代表)	2023 年 5 月 24 日
臨床実習教育の現場の実態と大学との教育連携	田中 怜 氏 (静岡県立静岡がんセンター薬剤部) 浦 裕之 氏 (汐見台病院薬剤科)	2022 年 10 月 26 日

さらに、FD 委員会では、各科目の終講日に学生に対して「授業評価アンケート」をオンラインで実施している。本学部では独自にアンケートを作成し、13 個の設問と自由記述欄を設けて開講科目ごとに実施している。本アンケートでは、科目責任者が授業改善のための情報収集が可能なように選択肢を工夫している。例えば、「講義の進行速度は適切でしたか」という設問に対しては、遅すぎる場合は 1 を、ちょうどいい場合は 3 を、速すぎる場合は 5 を選択できるようにしている。この方式により、適切か否かのみで評価されるアンケートと比較して、より具体的に改善に必要な情報収集を行うことができ、授業の改善に役立っている。授業評価アンケートの結果は、終講日から 2 日以内に回収し、科目責任者に結果を通知している。これにより、まだ授業を実施した記憶が鮮明なうちに学生からの評価を把握することができ、授業改善につながっている。また、授業評価アンケートでの結果は、全体研修会の講師選定に活用している。授業評価アンケートで学生の満足度が高かった教員の授業を好事例として取り上げ、全体研修会において授業の進め方や工夫などを共有する機会を設けている。この「好事例発表」を通じて、優れた教授法や効果的な学習環境の創出方法を他の教員と共有し、授業の改善に努めている。

アンケート結果の是非にかかわらず、科目責任者が「リフレクションペーパー」を作成し、授業評価アンケートを受けての授業改善計画を提出している。リフレクションペーパー作成時には、学部内で授業評価アンケートの平均点を配布し、他科目との比較が可能なようにしている。また、自由記述欄へのコメントを受けて、どのように授業を改善するかについても記述するようになっている。提出されたリフレクションペーパーの内容は FD 委員会で確認し、授業改善が適切に行われるか検証している。今後の課題として、リフレクションペーパーを学生に公表するシステムの構築が必要である。【観点 5-2-3】

本学部には実務家教員は 14 名在席している。グループの病院薬剤科と兼務している教員もあり、本学部で定期的に新薬説明会を開催し、これには基礎系教員、実務家教員も参加して自己研鑽を行っている。神奈川県薬剤師会、横浜市薬剤師会との連携は強く、実務実習の開始に向けて実務実習事前学習に薬剤師会の指導薬剤師を非常勤講師として招聘して大学教員と交流を深め相互研鑽を行っている。また、病院実習施設としてグループ病院（湘南東部総合病院、茅ヶ崎中央病院、汐見台病院）の責任者及び指導薬剤師と緊密な連絡や Web 会議を開催し、臨床現場の臨場感を共有している。2025 年度から実務実習（薬局・病院）が開始されるので、上記の病院へ本学の施設担当教員が定期的に臨地に赴き、病院指導薬剤師と共に学生の教育・指導に当たることで、臨地薬剤師と教員の相互研鑽が進む予定である。【観点 5-2-4】

本学の運営全般に関わる事務部は、総務担当、入試・広報担当、教務・学生支援担当、研究推進室、地域連携推進室等で構成されており、事務職員は総勢数十名となる。そのうち、学生教育に直接かかわる教務・学生支援担当は、教育課程及びその履修管理、学籍管理、学位、学生生活、進路・就職等を担当し、学生の学業や日常生活に関する支援を行っている。事務部教務・学生支援担当のうち、本学部担当事務職員として 8 名（教務・学生支援 4 名、総務 3 名、動物飼育 1 名）が配置されている。（根拠資料・データ等：組織図）

また、本学部で開催される運営管理会議、教授会には事務職員が出席し、審議事項や報告事項を説明するとともに、会議内容の議事録作成を行っている。また、教務委員会、学生支援委員会、FD 委員会等の委員会にも事務職員が出席している。教員と職員が連携しながら自らの資質向上を図り、本学部の管理運営にあたっている。【観点 5-2-5】

[教員組織・職員組織に対する点検・評価]

本学部の教員組織は、研究マインドと臨床実践能力を併せ持つ薬剤師の育成という教育目標に沿って、基礎から臨床薬学まで網羅する専門教員と豊富な実践経験を有する実務家教員によってバランス良く構成されている。令和 7 年 3 月現在、専任教員数は 42 名（教授 21 名、准教授 8 名、講師 9 名、助教 4 名）であり、大学設置基準で定められた必要教員数を満たしている。特に、実務家教員が 10 名配置されていることは、臨床実践能力の育成を重視する本学部の特色を反映している。

教員一人当たりの学生数は 5.3 名と少人数であり、きめ細かな教育指導が可能な環境が整備されている。また、教員組織が 7 つの学系（薬学基礎系、生命医科学系、医療薬学系、環境・社会薬学系、実習センター、薬学実務実習センター、教育センター）として体系的に編成されていることは、教育研究分野の明確化と専門性の確保という観点から適切である。さらに、薬や生命に関する基礎科学を学ぶ主要科目や臨床能力を磨く主要科目には、教授又は准教授を配置することで教育の質を保証している。

一方で、教授の年齢構成に偏りが見られ、平均年齢が 63.7 歳と高くなっている点は今後の組織運営における課題である。教員の世代交代を円滑に進めるための計画的な人事戦略が必要であり、中堅・若手教員の育成と登用をさらに推進すべきである。以上のことから、概ね【基準 5-1】を満たしている。

教育研究環境については、オープンラボ方式を採用し、複数の研究室が共通スペースで研究を行う体制は、研究設備の効率的利用と研究室間の連携促進という点で優れた取り組みである。また、必要な研究機器や図書資料が整備され、外部研究資金の獲得も奨励されている。

教育の質向上に向けた取り組みとしては、全学的な FD 活動に加え、学部独自の FD セミナーを開催していることは、組織的な教育改善への意欲を示している。特に、授業評価アンケートを工夫し、その結果に基づいて「リフレクションペーパー」を作成する取り組みは、PDC サイクルに基づいた教育改善の好例として評価できる。ただし、このリフレクションペーパーを学生に公表するシステムがまだ構築されていない点は今後の課題である。

実務家教員の臨床能力維持・向上については、グループ病院薬剤科との兼務体制や、薬剤師会との連携、新薬説明会の開催などが行われており、臨床現場との接点を保つ努力がなされている。2025 年度から始まる実務実習においても、病院指導薬剤師と教員の相互研鑽が計画されている。

職員組織については、本学部担当として 8 名の事務職員が配置され、教務や学生支援の業務を担当している。また、教授会や各種委員会に事務職員が参加し、教員と連携して大学運営に携わっている点は、教職協働の観点から適切である。ただし、学生数の増加に伴う業務量の増大や、実務実習開始に向けた準備などを考慮すると、職員の増員や業務効率化の検討も必要かもしれない。以上のことから、概ね【基準 5-2】を満たしている。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

教員の年齢構成バランスの改善、若手教員の育成計画、教育改善活動のさらなる充実、そして実務実習の本格実施に向けた体制強化などが課題である。

[改善計画]

改善を要する課題点に関して、改善活動を継続的に実施する。

1) 若手教員の採用促進

今後、若手教員を段階的に増員し構成することを目標とし、博士号取得直後の研究者や実務経験を有する若手人材を積極的に登用する。また、定年退職が見込まれる職位については、後任の人選に際し、年齢構成のバランスを考慮した人材配置を

行う。

2) 若手教員の育成計画

ベテラン教員が若手教員を指導担当となる仕組みを導入して、授業評価アンケート結果を反映した教育方法、研究計画立案、学会発表支援などを含む継続的な助言ができるように実施する。また、FD活動の強化、研究環境の整備、及び、キャリア形成支援計画などを策定し、中長期的なキャリアプランが描けるように法人本部と協調する。

3) 薬学実務実習の本格実施に向けた体制強化

実習施設との連携強化し、実習指導薬剤師との定期的な連絡協議を行う。実習前後に行うオリエンテーションや事後振り返り指導の標準化を図る。また、実習指導教員に対し、薬学教育モデル・コアカリキュラムに基づく研修を実施し、実習教育の質を高める。

6 学生の支援

【基準 6-1】

修学支援体制が適切に整備されていること。

【観点 6-1-1】学習・生活相談の体制が整備されていること。

【観点 6-1-2】学生が主体的に進路を選択できるよう、必要な支援体制が整備されていること。

注釈：「支援体制」には、進路選択に関する支援組織や委員会の設置、就職相談会の開催等を含む。

【観点 6-1-3】学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されていること。

注釈：「反映するための体制」には、学生の意見を収集するための組織や委員会の設置、アンケート調査の実施等を含む。

【観点 6-1-4】学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されていること。

注釈：「学習に専念するための体制」には、実験・実習及び卒業研究等に必要な安全教育、各種保険（傷害保険、損害賠償保険等）に関する情報の収集・管理と学生に対する加入の指導、事故・災害の発生時や被害防止のためのマニュアルの整備と講習会の開催、学生及び教職員への周知、健康診断、予防接種等を含む。

〔現状〕

本学部をはじめ、本学には以下の 1) ～7) に示すような学習・生活相談の体制がすでに整備されている。

1) 学習・生活に関する基本的な姿勢と支援内容について「2024 年度 学生便覧」に記載されており、学生に周知されている。（根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧）

2) 本学には、学生と保護者からの学生生活全般にかかわる要望等について対応・検討するために学生支援委員会が設置されており、具体的には以下の事項について検討している。（根拠資料・データ等：湘南医療大学学生支援委員会規程）

- ・ 学生の経済的支援に関すること
- ・ 学生の福利厚生に関すること
- ・ 学生相談に関すること
- ・ 学生の表彰に関すること
- ・ 学生支援室の運営に関すること
- ・ その他学生支援に関し必要なこと

3) 学期のはじめに学年ごとに年間ガイダンスを実施し、学生全員がその希望どおりに、かつ間違いなく履修登録できるように指導している(教務委員会が担当)。

4) 「チューター制」を導入し、1～3 年生においては基本的には基礎系と臨床系の教員計 2 名が共同で 12 名程度の学生を担当して、学生一人ひとりの出席状況や学生生活の状況を把握し、個々に合わせた学習指導や学生生活の過ごし方などをきめ細かくアドバイスしている。研究室配属された 4 年生以上においては各研究室内の指導教員がチューターとしての役割を担っている。1～4 年生まで、学生は半期ごとに個人面談を通してチューターから成績カルテのフィードバックやアドバイスを受ける機会があり、教務委員会が担当する学修支援チームとの連携により、フォローアップ体制が組織的に整備されている。また学年ごとに年 1～2 回のチューター会議を開くことによって、問題事項の整理と対応法について協議を行っている。初年度のチューターの選定や留年者の割り振りに関しては、チューター委員会が中心となり指導を行っている。(根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧、<https://sums.ac.jp/html/departments/pharmacy/>)

5) 認定心理士(臨床心理士)によるカウンセリング室が月に 2 回、東戸塚キャンパスと横浜山手キャンパスを巡回し、学生や教員からの相談に対応している。本学部では毎月第一水曜日に開室され、当日予約可能で、また他学部の巡回日にもそのキャンパスで受診可能である。このようにして、学生の精神面をサポートする体制が整っている。(根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧)

6) 学生の体調不良に対応するため、ベッド 1 床を備えた休憩室を設置し、事務職員が対応し、必要に応じて隣接するふれあい東戸塚ホスピタルの医師(学校医)に相談し受診等の手配を行う。(根拠資料・データ等：<https://sums.ac.jp/html/departments/pharmacy/> 「よくある質問」)

7) 受診が義務づけられた健康診断が毎年 4 月に定期的実施され、全員が受診している。このように精神面も含めた学生の健康維持を支援する体制が構築されている。【観点 6-1-1】

本学部においては、本学部教職員からなるキャリア支援ワーキンググループ(以下「キャリア支援 WG」という。)が置かれ、進路に関する相談の窓口となっている。キャリア支援 WG は本学部の教職員及び学生に対して、進路選択に必要なキャリア支援プログラム(以下「キャリア支援 PG」という)を実施していることを明示し、個別の相談に対応している。

授業と連動したキャリア支援 PG の例として、早期臨床体験実習では、グループの

病院、保険薬局、介護老人保健施設、医薬品卸売販売業者の施設や、グループ以外の化粧品・健康食品製造販売業者を見学し、社会における薬剤師の役割を学んでいる。また、様々な職歴（2024年度は、病院、保険薬局、調剤併設型ドラッグストア、企業研究者、薬系大学教員、大学院進学）のある教員と、学生が懇談し自由に質問できる座談会を開催し、職業理解を深めることができるよう支援している。その他、公務員として勤務する薬剤師のキャリア形成に関する講演会も開催している。

また、自己分析を促すためのポートフォリオ作成や、キャリア形成に関する講義、演習を通して、学生自身の主体性を意識させるキャリア支援PGを実施している。4年次から履修可能なインターンシップ実習では、キャリア形成を主体とするプログラムを実施しており、薬学専門知識や職種への理解を深めた時点で、キャリアパスを意識した進路選択ができるように促している。

現在実施しているキャリア支援PGは、今後、低学年向けコンテンツを切り分けて再構築し、より低学年のうちから、学生が主体的に進路を選択できるように修正していく予定である。（根拠資料・データ等：2024年度ガイダンス、早期臨床体験実習シラバス、インターンシップ実習シラバス）【観点 6-1-2】

本学では、学生の意見を教育や学生生活に反映するための体制が整備されている。まず、学生1人につき2名の教員がチューターとして配置されている。チューター教員は定期的に全学生と個別面談を行い、経済的支援をはじめとした学生生活に係る学生の意見・要望の収集及び反映に努めている。

本学の学生支援委員会は、学生からの幅広い意見の収集・反映に努めている。幅広く学生の意見を収集するために、意見箱を設置している。集められた意見は学生支援の担当教員や事務職員によって反映される体制が整えられている。

また、アンケートとして各年度に「新入生アンケート」、「学習等に関する調査」を実施し、学生の意見を収集している。こうして集められたアンケート結果に対し、学生支援委員会は審議・検討を行い、改善計画を立てて学生の意見の反映に努めている。

さらに各科目に対しても「授業評価アンケート」を実施している。各科目の担当教員はアンケート結果を検討し、リフレクションペーパーを作成することで、学生の意見の反映に努めている。また、各教員はオフィスアワーを設定し、学生の質問や相談等を受け入れる体制を整えている。

ハラスメントの相談体制としては、ハラスメント防止委員会の設置やハラスメント相談員の配置などの防止規程を定め、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

さらに、カウンセリング室（相談室）を学内に設置し、月2回事前予約制で、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが心身の悩みなどに対応している。

以上、本学及び本学部には、学生の意見を教育や学生生活に反映するための様々な体制が整備されている。【観点 6-1-3】

学生生活に関する相談、助言及び支援体制としては、本学が運営する学生相談室（カウンセリング室）を設けている。学生相談室はカウンセラー等が学内に在室して、身体やこころの悩みについて相談に応じている。学生からのメール予約によりカウンセリング時間を確保できる体制が整えられている。また、健康診断の結果に基づき、校医による健康相談も行っている。（根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧 p. 37, pp. 39-40, p. 94）

さらに、学生の学内での発熱や緊急の体調不良の場合には校医の健診後に東戸塚ホスピタルを受診できることが定められている。（根拠資料・データ等：東戸塚ホスピタル受診マニュアル）

総合的な支援として、本学ではチューター制度を採用し、学生一人ひとりに担当教員チューター2 名を設け、学習・生活指導を定期的の実施している。学生 1 人に対して、基礎分野及び臨床分野の教員が個別指導を行い、学生の授業への出席状況の把握や成績を踏まえた面談など、きめ細かに対応している。（根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧 p. 30, p. 94）

また、教育センターでは、チューターとも連携し、学修目標・計画、学修習慣、学修へのモチベーション等、学修全般に対して個別相談・支援を実施している。（根拠資料・データ等：大学 HP (<https://sums.ac.jp/html/departments/pharmacy/>))

さらに、若手から中堅教員が主体となって個別指導やグループ指導する学修支援チーム（SAT）を設置しており、つまづきやすい低学年科目を中心に授業で理解できなかった点や疑問を解決し、知識を着実に身につけていくサポートシステムを確立している。（根拠資料・データ等：大学 HP (<https://sums.ac.jp/html/departments/pharmacy/>))

定期的な健康診断は毎年 4 月に実施し、全員受診を義務づけている。さらに、薬学科の学生は医療機関への訪問や 5 年次の医療機関内での長期実務実習に備えて、1 年次及び 4 年次の 4 月の健康診断で麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎の抗体検査、B 型肝炎の抗原抗体検査、C 型肝炎の抗体検査を実施している。また、季節性インフルエンザワクチンの接種を推奨している。隣接する東戸塚ホスピタルと連携し、希望者にはインフルエンザワクチンを学内で接種し、本学部の長期実務実習前の学生は予防接種を必須としている。（根拠資料・データ等：湘南医療大学 健康管理規程、2024 年度学生便覧 p. 37, p. 29）

万が一の事故などに備えて、入学時に本学学生へは総合保証制度「Will」（日本看護学校協議会共済会）への加入を義務付けている。本制度は、早期体験学習及び実務実習中、実習中の移動、学校管理下、登下校での事故等における傷害、賠償責任、感染事故に対応できる保証制度であり、学生が安全かつ安心して学習に専念する上で極めて効果的な制度として採用している。（根拠資料・データ等：2024 年度学生便覧 p. 30、総合補償制度「Will」加入者証）

防災に関しては、湘南医療大学防災規程及び災害発生時の教職員対応マニュアルを整備しており、教職員はダウンロードできるようになっている。学生向けには学

生便覧に災害時の対応としてマニュアルが掲載されており、避難経路や地震・火災等の際の対応が記されている。(根拠資料・データ等:2024 年度学生便覧 pp.31-36、湘南医療大学防災規程、災害発生時の教職員対応マニュアル)

化学物質の適正使用・適正管理に関しては、化学薬品の使用や処分、事故発生時の措置について化学薬品管理規程を定めている。(根拠資料・データ等:湘南医療大学 化学薬品管理規程)

学生に対しては、薬学プレ研究において実習センターから実験を安全に行うための基本的注意事項として、地域社会の安全衛生を維持するために実験者として守るべき数々の法律や倫理規程についての講習が行われており、実験室の安全管理に関する事項の周知徹底に努めている。(根拠資料・データ等:2024 年度シラバス、薬学総合プレ研究ガイダンス資料)【観点 6-1-4】

[学生の支援に対する点検・評価]

本学部においては、本学部教職員からなるキャリア支援 WG が置かれ、進路に関する相談の窓口となっている。キャリア支援 WG は、本学部教務委員会や本学部学生支援委員会と協同し、年度始めのガイダンスなどを利用して実務経験を有する教員による職業紹介を実施している。また、1 年次に設置されている早期臨床体験実習では、グループ企業の協力を得て、一般的な薬学部で実施されている見学実習よりも幅広い施設を見学できるように手配されている。また、同実習では見学にとどまらず、様々な職業経験を有する教員との座談会や自己分析セミナーが実施され、学生が職業を深く理解し、主体的に職業を選択できるようにプログラムされている。さらに、4 年次以降に履修できるインターンシップ実習では、最新の就職動向に基づいた業界研究ができるような講義が実施されている。今後は、実務実習終了後に履修する後期臨床体験実習において、病院や保険薬局、ドラッグストア以外の医療施設における薬剤師の役割を学ぶ機会が設置されている。

以上のような進路選択に係る学内コンテンツは、本学部キャリア支援 WG が主体となって随時ブラッシュアップされ、最新の就職動向を反映した内容への更新が図られている。学生は低学年のうちから、薬剤師の職能や社会的ニーズに対する理解を深め、自分自身の適性に基づいて、主体的に進路を選択できるように整備されている。よって、【観点 6-1-2】を満たしている。

【学生の意見を学生生活に反映するための体制】

学生 1 人につき 2 名の教員がチューターとして配置されている。チューター教員は定期的に全学生と個別面談を行い、経済的支援をはじめとした学生生活に係る学生の意見・要望の収集及び反映に努めている。

本学の学生支援委員会は、学生からの幅広い意見の収集・反映に努めている。幅広く学生の意見を収集するために、意見箱を設置している。集められた意見は学生支援の担当教員や事務職員によって反映される体制が整えられている。

アンケートとして各年度に「新入生アンケート」、「学習等に関する調査」を実施し、学生の意見を収集している。こうして集められたアンケート結果に対し、学生支援委員会は審議・検討を行い、改善計画を立てて学生の意見の反映に努めている。

ハラスメントの相談体制としては、ハラスメント防止委員会の設置や、ハラスメント相談員の配置など防止規程を定め、相談窓口として専用のメールアドレスを掲示し、個人情報保護と守秘義務の原則を厳守しながら相談に対応している。

さらに、カウンセリング室（相談室）を学内に設置し、月 1 回事前予約制で、臨床心理士の資格を有するカウンセラーが心身の悩みなどに対応している。

【学生の意見を教育に反映するための体制】

上記したチューター教員は、定期的な個別面談の中で、学習に関する意見・要望の収集及び反映にも努めている。

前述の意見箱によって集められた学習に関する学生の意見は教務委員会の担当教員や事務職員によって反映される体制が整えられている。

本学では、各科目に対しても「授業評価アンケート」を実施している。また各科目の担当教員はアンケート結果を検討し、リフレクションペーパーを作成することで、学生の意見の反映に努めている。また、各教員はオフィスアワーを設定し、学生の質問や相談等を受け入れる体制を整えている。

以上、本学及び本学部には、学生の意見を教育や学生生活に反映するための様々な体制が整備されていることから、【観点 6-1-3】を満たしている。

学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制として学生相談室（カウンセリング室）が設けられている。学生相談室はカウンセラー等が身体やこころの悩みについて相談に応じている。予約によりカウンセリング時間を確保できる体制が整えられている。また、健康面では、健康診断の結果に基づき、校医による健康相談を受けられる体制が作られている。さらに、学生の学内での発熱や緊急の体調不良の場合に備え、校医の健診後に東戸塚ホスピタルを受診できるマニュアルが整備されている。

総合的な支援としては、学生 1 人に対して、基礎分野及び臨床分野の教員 2 名をチューターとして設け、学習・生活指導を定期的実施している。学生の授業への出席状況の把握や成績について個別に指導している。教育センターでは、チューターとも連携し、学修目標・計画、学修習慣、学修へのモチベーション等、学修全般に対して個別相談・支援を実施している。また、学修支援チーム（SAT）を置き、低学年科目を中心とした学修サポートを行っている。

定期的な健康診断は毎年 4 月に実施し、全員受診を義務づけている。さらに、薬学科の学生は 1 年次だけでなく、5 年次の長期実務実習に備えて 4 年次の 4 月に感染症（麻疹、風疹、水痘、流行性耳下腺炎）の抗体検査、B 型肝炎の抗原抗体検査、C 型肝炎の抗体検査を実施している。

本学では、安全かつ安心して学習に専念できるよう、総合保証制度「Will」（日本看護学校協議会共済会）へ学生全員が加入している。

災害時の安全確保については、学生便覧に災害時の対応マニュアルを掲載している。避難経路や地震・火災等の際の対応を定め、環境・安全管理体制を構築している。化学物質の適正使用・適正管理については、化学薬品の使用や処分、事故発生時の措置について化学薬品管理規程を定めるとともに、3年生では本格的に研究を行う前の薬学プレ研究の講義において、実習センターから実験を安全に行うための法律や倫理規程についての講習が行われており、実験室の安全管理に関する事項の周知徹底に努めている。以上、学生が安全かつ安心して学習に専念するための体制が整備されているので【観点 6-1-4】を満たしている。

以上を総括すると、本学部における修学支援体制は適切に整備されており、【基準 6-1】に適合していると判断する。

＜優れた点＞

本学は本学部学生全員に行う薬学プレ研究の科目があり、そこで実験を安全に行うための基本的注意事項や実験者として守るべき数々の法律や倫理規程についての講習が行われている。これらは卒業研究等に必要な安全教育として、本学の特徴ある学修支援体制と考える。

＜改善を要する点＞

本学の学生支援委員会は、学生からの幅広い意見の収集・反映に努めている。しかし、その反映結果（対応状況）を学生に十分回答するに至っていない。学生と受け入れる大学側の双方向の意見交換を活発に進めるためにも、今後収集した意見への回答を行う必要がある。

〔改善計画〕

学生からの意見箱への意見に対する回答を掲示する方向で検討する。

7 施設・設備

【基準 7-1】

教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備が適切に整備されていること。

注釈：施設・設備には、以下が含まれること。

教室（講義室、実験実習室、演習室等）、動物実験施設、薬用植物園、図書室・資料閲覧室・自習室（能動的学習が効果的に実施できる施設・設備であり、適切な利用時間の設定を含む）、臨床準備教育のための施設（模擬薬局等）・設備、薬学教育研究のための施設・設備、必要な図書・学習資料（電子ジャーナル等）等

〔現状〕

医療薬学科の教育は、2022年2月に竣工した本学部棟（地上8階地下1階建て、延べ床面積7,800 m²）で行われている。本学部棟内には、講義室・実習室はもちろんのこと、図書室、情報処理実習室、動物実験室に加え、薬学総合プレ研究（4年次）や卒業研究（5,6年次）を行うためのオープンラボが3～8階に配置されている。実務実習モデル・コアカリキュラムに準拠した実務実習事前実習を実施するため、本学部棟2階に専用の実習室群を配置している。さらに、本学部棟に隣接して薬用植物園を配置している。

学生定員は1学年当たり130名、6学年で780名であり、2024年12月現在においては、4学年が在籍している。現在の学生定員1名当たりの占有面積は約21.41 m²となっている。講義室は、大講義室(1)～(4)、中講義室(1)～(7)の計11室がある。各教室には最新のマルチメディア設備が設置されている。各教室の面積、収容人数、設備は表1の通りである。（根拠資料・データ等：竣工図）

実習室としては、物理・化学系実習室、基礎生物学系実習室、応用生物学系実習室、及び薬剤学系実習室があり、さらに前述の実務実習事前実習用に、模擬薬局・無菌製剤室などからなる一連の実習室がある。

自習室としては、一部の講義室を講義で使用されない時間帯に開放している。その他、1階に学生ホール（面積404.66 m²）があり、食事や自習が可能となっている。特に、学生同士で教え合いながらの学習には、学生ホールを使用するように指示している。また、後述の本学部図書室内のグループ学習室（予約制）でも、学生同士で教えながらの学習が可能である。

本学部図書室では、薬学の教育研究活動に必要な開架図書3,817冊、国内雑誌58種、海外雑誌3種、視聴覚資料28点、電子ジャーナル3,276種が利用可能である。開館時間は、平日で9時00分～20時00分である。また、既設の保健医療学部棟図書室の開架図書15,758冊等も利用可能である。本学部図書室内にはグループ学習室が2室ある。

表. 各講義室の面積、収容人数、及び設備

講義室名	面積	収容定員	設備
大講義室(1)	187.16 m ²	153	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
大講義室(2)	196.32 m ²	153	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
大講義室(3)	196.84 m ²	150	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
大講義室(4)	226.25 m ²	156	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(1)	84.25 m ²	65	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(2)	93.55 m ²	66	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(3)	70.05 m ²	50	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(4)	69.42 m ²	50	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(5)	70.23 m ²	50	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(6)	93.97 m ²	66	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク
中講義室(7)	93.97 m ²	66	パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイク

(根拠資料・データ等：竣工図。中講義室(2)～(5)については、中講義室(6)(7)の一人当たりの収容面積をもとに算出)

薬用植物園は本学部棟に隣接して設置しており、面積は 400 m²である。完成してから日が浅いため、今後の整備が待たれるところである。

[施設・設備に対する点検・評価]

本学の医療薬学科は、2022 年 2 月に竣工した現代的で設備の整った学部棟で教育活動を行っている。この施設は 8 階建ての地上階と地下 1 階を備え、延べ床面積は 7,800 m²に及ぶ。学内には充実した講義室と実習室が整えられており、スペースの広さもしっかりと確保されている。講義室は大小併せて 11 室あり、全てに最新のマルチメディア設備が導入されているため、現代の教育ニーズに十分応えることがで

きる。講義以外の時間には一部の講義室が自習室としても開放され、学生が学習に利用することができる。

実習施設についても物理・化学系、生物学系、薬剤学系など多様な分野に対応した設備が整っており、特に実務実習事前教育のための専用実習室が充実している。模擬薬局や無菌製剤室など、実践的な学習が可能な環境も用意されている。これらの施設により、将来の実務に即した知識と経験が得られる環境が提供される。

また、学びの場として学生ホールや図書室内のグループ学習室も学生間での協力学習を促進する。学生ホールは自習・食事のスペースとしても利用され、学生同士が教え合う場として有効に機能している。

図書室においては、薬学研究に関する幅広い資料が利用可能であり、電子ジャーナルなどの最新情報にもアクセスが可能である。

以上、教育研究上の目的に沿った教育研究活動の実施に必要な施設・設備は適切に整備されており、【基準 7-1】に適合していると判断する。

<優れた点>

特になし。

<改善を要する点>

自習環境については、講義室を開放する方式ではなく、専用の自習室の設置も将来的に検討することが望ましい。さらに、薬用植物園については完成して日が浅いため、薬学教育に十分活用できるよう、計画的な整備を進めていく必要がある。

[改善計画]

改善を要する課題点に関して、改善活動を継続的に実施する。

1) 自習環境の整備について

講義室等の一部の机にパーティションを配置するなど、現状の中で自習環境を整備することを検討する。長期的には、施設改修または増築時に、教学と管理運営が協働に開催する学部運営管理会議等において専用自習室の設置検討を提議する。

2) 薬用植物園の活用について

薬用植物園を活用したカリキュラムに沿って、学生の観察・採集・分類等の演習の場とする。また、オープンキャンパスでの活用、並びに地域住民や近隣病院との連携イベントを行うなど、教育と地域貢献を両立できる場になるように活用する。

8 社会連携・社会貢献

【基準 8-1】

教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献していること。

【観点 8-1-1】医療・薬学の発展及び薬剤師の資質・能力の向上に貢献していること。

注釈：地域の薬剤師会・病院薬剤師会・医師会等の関係団体、製薬企業等の産業界及び行政機関との連携、生涯学習プログラムの提供等を含む。

【観点 8-1-2】地域における保健衛生の保持・向上に貢献していること。

注釈：地域住民に対する公開講座の開催、健康イベントの支援活動等を含む。

【観点 8-1-3】医療及び薬学における国際交流の活性化に努めていること。

注釈：英文によるホームページの作成、大学間協定、留学生の受入、教職員・学生の海外研修等を含む。

〔現状〕

本学設立の目的は、「教育基本法及び学校教育法と本学の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じ、地域社会に貢献していくこと」である。したがって、基準に示される「教育研究活動を通じて、社会と連携し、社会に貢献」することは、本学部にとってまさに設立目的に合致するものである。以下に、その具体的な取り組みを示す。

1) 地域の薬剤師会との連携

本学部は神奈川県薬剤師会・神奈川県病院薬剤師会と定期的に懇談会を開催し、積極的な意見交換を行っている。（根拠資料・データ等：令和6年度 神奈川県薬剤師会・神奈川県病院薬剤師会実務実習担当者と大学との懇談会）

2) 高校連携

1. 本学では、高校生が大学の講義や実験を体験することで学問・研究への意欲と興味を喚起することを目的とした「模擬講義」を実施している。各年度の実施回数は2021年度9回、2022年度13回、2023年度15回、2024年度35回である。また、本学での実験を中心とした1日型の体験プログラムを2024年度に5回実施した。
2. 全国の高校生を対象に、教員3名がそれぞれの専門領域に関する模擬講義をオンラインで計3回実施した。
3. 薬剤師業務への理解促進のため、本学のグループ病院である湘南東部総合病院において高校生向けの見学会を開催した。【観点 8-1-1】

3) 地域における保健衛生の保持・向上への貢献

1. 神奈川県内を中心に静岡県及び東京都内において、本学部教員、保健医療学部教員、グループ病院医師を講師とした健康講座を 2024 年に 17 回開催（下表）し、地域社会への情報発信に努めた。

表. 2024 年度健康講座一覧

2024 年 5 月 17 日	山崎泰広 准教授	痛み止めはなぜ効くの？ 薬学の視点から探る鎮痛薬の秘密
2024 年 5 月 22 日	湯本哲郎 教授	少人数教育を強みに薬学共用試験・薬剤師国家試験全員合格にコミットする ～本学独自の学修支援システム（S-プログラム）について～
2024 年 5 月 24 日	湯本哲郎 教授	少人数教育を強みに薬学共用試験・薬剤師国家試験全員合格にコミットする ～本学独自の学修支援システム（S-プログラム）について～
2024 年 5 月 29 日	佐藤淳也 教授	街の健康サポーター ～薬剤師が教えるサプリメントの知っ得なお話～
2024 年 5 月 31 日	竹内尚子 准教授	薬局薬剤師のお仕事紹介 ～薬局から出て、こんなこともしています～
2024 年 6 月 5 日	加藤裕久 教授	知って得する薬の豆知識
2024 年 6 月 14 日	船田正彦 教授	薬学の知識で理解する薬物依存症～どうしてヒトは薬物に魅了されてしまうのか？～
2024 年 6 月 28 日	加賀谷肇 教授	これからの薬剤師を育てる新たな薬学教育へのチャレンジ薬剤師のマスプロダクトからハンドメイド教育へ
2024 年 7 月 10 日	山崎泰広 准教授	痛み止めはなぜ効くの？ 薬学の視点から探る鎮痛薬の秘密
2024 年 7 月 12 日	加藤英明 准教授	「酒は百薬の長」って本当ですか？ ～お酒と健康について～
2024 年 7 月 17 日	片川和明 准教授	生薬とは～医薬品と食品の観点から～
2024 年 7 月 26 日	国分秀也 教授	個別化医療をささえる薬剤師の役割
2024 年 7 月 31 日	定本清美 教授	薬の進歩と関節リウマチ薬物治療

2024 年 7 月 31 日	佐藤淳也 教授	街の健康サポーター ～薬剤師が教えるサブリメントの知っ得なお話～
2024 年 8 月 9 日	竹内尚子 准教授	薬局薬剤師のお仕事紹介 ～薬局から出て、こんなこともしています～
2024 年 8 月 21 日	鳥越一宏 准教授	痛みを取り除く！緩和ケア ～医療用麻薬を中心に～
2024 年 8 月 16 日	片川和明 准教授	生薬とは～医薬品と食品の観点から～
2024 年 5 月 17 日	山崎泰広 准教授	痛み止めはなぜ効くの？ 薬学の視点から探る鎮痛薬の秘密

2. 2024 年に、かながわ大学生涯学習推進協議会主催の第 27 回「大学で学ぼう～生涯学習フェア～」に参画し、佐野和美教授が「プベルル酸から学ぶ新しい薬害のかたち」と題して講演した。また、ヴィルヌーブ保土ヶ谷自治会の記念イベントにおいて、竹内尚子准教授が「薬の話～処方箋、市販薬、サブリメントなど～」について講演を行った。【観点 8-1-2】

4) 国際的視野に基づく薬学を通じた地域貢献

1. 医療及び薬学における国際交流の活性化活動として、本学部英文ホームページを作成・公開し、海外への情報発信を図っている。

(<https://sums.ac.jp/en/undergraduate/>)

大学間協定や留学生の受け入れについては、開設から 4 年と歴史が浅いこともあり、現時点では実現に至っていない。【観点 8-1-3】

〔社会連携・社会貢献に対する評価〕

湘南医療大学の教育目的は、教育基本法及び学校教育法と本学の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じ、地域社会に貢献していくことである。

本学教員は地域の高校生を対象とした「模擬講義」と「1 日型体験実験」を 2024 年度にそれぞれ 5 件（合計 10 件）実施した。また、病院見学会も 1 回開催した。さらに、全国の高校生を対象としたオンライン講義を 3 回実施し、高校生の学問と研究に対する興味を喚起することに貢献した。これらの活動を計画的に推進しており、【観点 8-1-1】を満たしている。

本学部の地域に対する社会貢献活動としては、以下のとおりである。

- ・ かながわ大学生涯学習推進協議会主催の第 27 回「大学で学ぼう～生涯学習フェア～」に参画し、佐野和美教授が「プベルル酸から学ぶ新しい薬害のかたち」について講演を行った。

- ・ 神奈川県内を中心に静岡県及び東京都内において、本学部教員、保健医療学部教員、グループ病院医師を講師とした健康講座を 19 回開催し、地域社会への情報発信に努めた。

以上のことから、【観点 8-1-2】を満たしている。

医療及び薬学における国際交流の活性化活動としては、本学部英文ホームページを作成・公開し、海外への情報発信を図っている。しかしながら、大学間協定、留学生の受け入れ、教職員・学生の海外研修に関しては、現時点では体制が整備されていない。

したがって、【観点 8-1-3】について一部は実施されているものの、改善の余地があり、十分とはいえない。

以上、本学部は地域を中心とした高校と連携し、大学の持つ専門的知識及び技術を活用して社会貢献を行っている。また、地域住民向けの健康講座などを開催し、健康増進に関する地域貢献活動も展開している。国際交流の活性化については課題も見られるが、開設から 4 年が経過したばかりであり、本学部としては今後さらに発展させるべき段階にある。

したがって、総合的に【基準 8-1】に概ね適合していると判断する。

<優れた点>

本学部における地域貢献活動は開設後 4 年ではあるが、活発に展開されている。これは本学及び本学部の方針を所属教員が十分に理解し、積極的に地域貢献活動に取り組んでいることによるものである。

特に、本学部の教員のみならず、保健医療学部の教員と病院所属医師が連携し、地域住民向けの健康講座を開催して健康増進に貢献していることは特筆すべき活動といえる。

<改善を要する点>

国際交流の活性化が不十分であるため、今後より積極的な取り組みが求められる。

[改善計画]

1. 地域薬剤師会等との連携を強化し、さらなる地域貢献活動の企画・実施を推進する。
2. 学内国際交流委員会の活動を活性化し、国際連携の基盤整備に取り組む。